

覺過激三四讀
之後知其至當
譬論之妙頗類
蘇家之口吻

逐したりしかば、猛虎復た恐るべきものなくして、遂に其全家を噬齧したるものなり、畢竟真正の制度を以て國を治めざるが爲に、其本躰常に病毒あり、他の有害物を藉り來りて一時其病を制するも、豈に能く久しきを保つを得んや、

惠帝	高祖	在位	女主權あるもの	外戚權あるもの
七、	八年			
母呂太后				

成帝	元帝	宣帝	昭帝	武帝	景帝	文帝	呂后
二六、	一六、	二五、	一三、	五四、	一六、	二三、	八、
母王太后	義母王太后	義母上官太后		祖母寶皇太后六年死 母王皇太后	祖母薄皇太后二年死 母寶皇太后	母薄皇太后	呂后
王氏の權盛あり	許氏 二人	霍氏權あり 史氏侯者(祖母家)四人 王氏侯者(母家)二人	政霍光に在り	王氏傅氏 侯たるもの 三人	寶氏侯たるもの 三人	薄太后弟 侯たるもの 一人	呂氏王たるもの 三人 侯たるもの 六人

哀帝	六年	祖母傅皇太后 母丁太后	傅氏侯たるもの五人 丁氏侯たるもの二人
平帝	五、	王太皇太后 母衛氏太后さなるを得ず	王莽權あり 衛氏の一族を殺す
孺子嬰	二、		
計	二〇九、		

周之亡在乎諸侯之彊、秦懲之、而創郡縣之制、豪傑起隴畝之中而滅秦、高帝懲之、而封同姓爲諸侯、後有七國之亂、武宣懲之、而分其勢、外戚擅權、遂有王莽之篡、通篇之精神、蓋原于方孝孺深慮論、但孝孺謂天下後世之變、非法術所能制、惟須積至誠、用大

德、以結乎天心、田口君則曰、禍亂相踵、因制度不得正、蓋孝孺之論、在於擅制範圍之內、故曰、制度法術不足、防變、田口君之見、在於擅制範圍之外、故曰、真正制度、可賴以防亂、孝孺言治亂在乎人主、田口君言治亂在乎制度、佛人魏臧有言曰、以平和之革命、防制政治之弊害、則唯代議制度在焉、使孝孺聽之、則安知不左袒於田口君之說哉、

明治十八年三月 鳥山 島田三郎 妄批

此篇說漢無定制、禍害相因、了然如指掌、最後一喻、切當事實、尤妙、可謂眼光透紙背者矣、

將堂 小池靖一妄批

第六章 漢家外戚の有様より
王莽の亡ぶるに至る

熟漢室の外戚に就きて查察するに、其の勢漢室を奪はざるべからざるの事情なきにあらず、何となれば漢室を奪はざれば、則ち自家却て族滅せらるるの懼れあればなり。班固曰く、漢興りてより孝平に終るまで外戚後庭の著聞せるもの二十有餘人、然れども其位を保ち家を全うするものは、唯文、景、武帝の太后及び功成后四人のみ、史良娣、王悼后、許

鐵鵬曰、讀史者不可無此活眼

恭、哀后の如きに至りては、身皆か夭折して辜あらず、而して家は舊恩に依託して敢て縦恣せず、是を以て能く全し、其餘大なるものは夷滅せられ、小なるものは放流せらるゝと、蓋し高祖の呂后一家は族誅せられ、文帝の母薄后の弟薄昭も誅せられ、文帝の竇后の姪竇嬰も誅せられ、景帝の薄后、武帝の陳后共に廢せられ、武帝の衛后自殺し、昭帝の母趙太后は死を賜はり、昭帝の上官后の家は族誅せられ、宣帝の母王夫人の姪商獄に下りて死し、霍后の家は滅せられ、哀帝の祖母傅太后の家は合浦に徙さ

れ、平常の母衛姫の家は誅せられたるを云ふあり、
吁、漢家の外戚を處する亦た酷ならずや、然れども
是れ皆を漢の天子自ら之れを行ひしにはあらざ
るなり、漢の天子は素より木偶人と一般なるを以
て、決して斯る残酷なる處置に出つべきの決斷な
きなり、唯、外戚は多く微賤より起りて俄に政權を
執り、榮華を極むるを以て永く權勢を保たんと、之
欲念を生し、人民の怨を買ふこと多きが爲めに、之
を倒さんと欲するもの常に其不忠を鳴らし、此の
如き禍害を蒙らしむるに至れるあり、元帝の時王

烏山曰、透徹之
見、然、屏之識

氏一時非常の權威を得て、光彩門戸に生したりし
が、哀帝位に即くに及びて、傅丁の二家代りて政を
執り、王莽全く勢力を奪はれたり、是を以て再び權
威を得るに及びて、全く己の黨與を以て朝廷に填
塞し、平帝を迎ふるも其生母及び外家をして京師
に入らしめざりき、蓋し其生母及び外家をして政
權を握らしむるときは、王氏の族滅せらるゝと他
の外戚の如くならんとを懼れたるなり、
然りと雖も、王莽の政權を擅にし漢室を奪ふを見
るに、又奇計あきにあらざるなり、史に稱す、王莽色

鐵腸曰余謂王莽心之誠偽則姑不論其得一時之人心則事實之不可掩者也三代以下奪天下之巧無若莽者惟其不知經綸天下之法遂至於亡使莽子孫傳天下數百年史氏書之爲周公再來未可知也

勵而言方欲有所爲微見風采黨與承其指意而顯奏之莽稽首涕泣固推讓上以惑太后下用示信於衆庶焉莽の手段大約此の如くありき然り而して夫の儒輩か稱揚する所の聖人の法を行ひて以て其私を遂げんとしたること亦これあり莽既に太后の撰を得て天下の權を握り幼主を助けて以て國政を行ふや益州に諷して塞外の蠻夷をして自ら越裳氏と稱し譯を重ね白雉を献せしめたり蓋し周公成王を輔くるの時に此事ありしか爲めあり是に於て群臣盛に莽の功德を頌し周公は周を安

んずるを以て生時既に周公と稱せり王莽亦宜しく安漢公と稱すべしと献言せり又黄支國に令し黄龍を献せしめたる時群臣又盛に莽を頌し宰衡と稱せり蓋し周公は周の太宰たり伊尹は商の阿衡たりしによりてこの名を取るなり太后是に於て莽を拜して安漢公となし其二子を侯とせり安漢公前に拜し二子後に拜す其儀一に周公の故事の如し又明堂辟雍靈臺を經始し天下異能の士を網羅す到るもの前後數千人學者盛に莽の功德を頌し唐虞成周の業も以て加ふるおしと云ふ之れ

に依りて位を諸侯王の上に置き、九錫を賜はる。漢室の諸侯王二十八人、列侯百二十人、宗室の子九百餘人を明堂に會して助祭せしめ、禮畢りて孝宣の曾孫三十六人を列侯とし、其餘爵、金帛を賞賜するもの極めて多し。此時莽に賜ふに新野の田を以てしたれども、莽之を受けざるを以て、吏民の上書して之を受けんとを請ふもの、前後四十八萬七千五百七十二人ありと云ふ。此の如き時に於ては莽常に謙讓固辭して、止むを得ずして終に之に應したるの跡を示せり、是れ即ち王莽の常手段あり。

鐵腸曰、莽事々擬古當時學風使之然也、陸象山曰、道不破於秦而破於漢、允然。

斯く毎事周公を以て頌揚せられたるを以て、莽は終に周公とかり、其詔誥を發するや常に尙書の文牋を用ひたり、其漢を篡ふに當りて孺子嬰に策命して曰く、咨爾嬰、昔皇天右乃太祖、歷世十二、享國二百一十歲、歷數在于子身、詩不云乎、侯服于周、天命靡常、封爾爲定安公、永爲新室賓、於戲敬天之休、往哉往踐乃位、母廢予命、と又高祖の廟を稱して文祖の廟と爲す、是れ虞書受終文祖の意に取るなり、此類の事勝けて數ふべからず、既に漢を奪ひたる後、漢の諸侯は王と侯とに過ぎざるを以て、莽以爲へらく

是れ周制にあらずと、乃ち公、侯、伯、子、男の五等を立てたり。漢の官職は素とより秦制に因るものにして其行はるゝ久し。莽謂へらく是れ周制にあらずと、乃ち其名稱を改めたり。大司農を義和を云ひ、大理を作士と云ひ、太常を秩宗と云ひ、少府を共工と云ひ、水衡を都尉を予虞と云ふの類なり。是等の事たる其名は改まると雖も、其實は左までの害なかりき。然るに更に一大事を決行して周制に擬せんとせり。何ぞや井田の法是あり。余が前章に述べし如く井田の行はれたるや否やは未だ審かからず、好し行はれたりとするも、其法廢せし後歲月既に久しきを以

て、全く痕跡を留むるとなし。然るに莽謂へらく、周に井田の法あり、井田は王者の法ありと、乃ち天下の田を收めて王田となし、一切賣買を禁し、一夫の田一井に過ぐるものは之を分ちて里族に與へ、非議するものは四裔に投じ、嚴法を以て之を行はんとせり。是に於て天下騷然として百姓生を聊んぜざるあり。初め武帝の時、董仲舒論して曰く、秦井田を除き、民を以て賣買するを得せしむるを以て、富者は阡陌を連ね、貧者は立錐の地なし、小民安ぞ苦まざるを得んや。古昔井田の法、俄に行ひ難しと雖も、宜しく少く古に近からしむべし、限民名田、以て不足を贍し、兼并の路を塞き、奴婢を去り、専殺の威を除き、賦歛を薄くし、徭役を省き、以て民力を實にし、然して後善治すべきなり。と成帝の時、師丹亦之を言ふ。莽に至りて、遂に之を

鐵腸曰莽之施
法也、槩失之於
急遽、所以破也、

決行又漢の時に行はれたる貨幣は卯金刀とて劉
の字を取れるなり、莽以爲らく、是れ周ならずと乃
ち之を改めて大小二錢を鑄造せり、然るに此錢數
數變改せしを以て人民之を信ぜず、好んで舊錢を
用ひたり、莽之を患ひ舊錢を扶むものを四裔に投
す、是に於て農商、業を失ひ道路に流涕するものあ
り、田宅を賣買し錢を鑄るに坐して罪せらるゝも
の、諸侯卿太夫より庶民に至るまで勝て數ふべか
らず、又六筦の令を設け、州縣をして酒を酤り、鹽を
賣り、鐵器を製造せしめ、且つ名山大澤の衆物を採

取するものには凡て租税を課せり、是れ亦周法に
倣へるあり、去れば百貨沸騰し四民困難を極めた
りと云ふ、内部の事情既に此の如し、而して外部の
事情も亦一層の困難かりき、莽以爲らく、四夷王た
るべからずと、乃ち皆を貶して侯と爲せり、匈奴單
于を稱して降奴服于と云ひ、漢の故印を收め之に
新印を授け、璽を改めて章とさせり、故に單于大に
怒り邊に寇せり、句町王亦王を改めて侯と爲すを
以て叛き、西羌亦地を獻せしむるを以て怒りて叛
けり、莽十二將を遣はし兵三十萬を發して之を防

かしむ、州縣糧餉を運ぶに江河より北邊に至るまで絶えず、將吏邊にゐるもの縦恣にして民其害を蒙漢書匈奴傳に、北邊宣帝の時より以來、烽火を見ず、人民繁盛、牛馬野を蔽ふ、莽匈奴を燒亂し、之を難を構ふに及びて、邊民亡死相繼ぐ、又十二部の兵、去れ久屯して肆行侵暴せり、是に於て野に暴骨多し、去れば民其田を以て己の有と爲すを得ず、其貨を以て物を買ふを得ず、法を犯して邊郡に輸せらるゝもの十萬に至り、人民漢を思ふて止まず、是に於て乎皆争ふて漢の後と稱して所在に横行し、其守令を殺して相集り、遂に長安に攻め入り、新莽を殺し、新室を滅せり、實に我か紀元六百六十八年、垂仁帝の

將堂曰、莽唯引經義以飾奸惡而已、豈得謂學聖人乎、

三十七年あり、然れども莽の死に臨むを見るに、尙ほ斗柄に隨ひ坐して悠然として曰く、天生德於予、漢兵其如予何、孔子の語に曰く、天生德於予、桓韃其如予何、と莽の如きは終始聖人を學びたるものありと云ふべきあり、蓋し莽の初め漢を奪ふに當りてや、其行大に人をして服せしむるものあり、然るに其晩節末路此の如きに至りしは、豈に六經の爲に誤まらるゝものにあらずや、後世莽の史を作るもの皆莽に與せず、故に恐らくは事實を失するものあらん、然れども其失策茲にあるは洵に誣ゆべからざるなり、孔子曰く

周監於二代、郁々乎文哉、吾從周、と孔子の吾は周に從はんと云へる語は、實に莽をして誤らしめたるものと云ふべし、

鳥山曰、東坡評揚雄文曰、雄好爲艱深之辭、以文淺易之說、若正言之、則人々知之、予謂莽好擬成周之制、以飾迂遠之政、若直行之、則人々知之、彼一生伎倆、盡于飾迂之一事、其意固在眩衆目、不在欽慕周制也、田口君謂莽被誤於孔尼之言、僕未能首肯也、

第七章

後漢の初より其亡ふるに至る

鐵腸曰、確論、

王莽の周制を復し天下を混亂するに當りて、之を討伐するもの皆な劉氏の後と稱せり、其理由蓋し二あり、漢の末、政令賞すべきものなしと雖も、其民を害すると王莽の如きものあるかし、故に人民皆漢を懷ふて止まざるなり、是れ其一なり、莽の漢を奪ふは天下皆其行の非なるを知る、劉氏を稱して之を討するは其仇を報ゆるなり、是れ其二なり、此の動き易きの人民を驅りて、以て其國を奪ふの莽を討せしとなれば、其新室を覆すは實に容易ありき、然れどもこの事たる勞少くして利大ければ、之

鳥山曰、勞小利、大云々、經濟雜誌記者之口吻

を争ふものも亦多し、今其大なるものを擧げんに、赤眉は莒山東山に起り劉盆子を奉ず、劉續劉秀景帝第十子、定王の孫の兵を春陵南陽白水郷に起し、兵勢最も盛なり、公孫述兵を成都に起し、自ら輔漢將軍兼益州の牧と稱す、隗囂兵を隴西に起し、高帝の廟を立て、臣と稱し奉祠す、王郎兵を邯鄲直隸廣平府邯鄲縣に起し、自ら成帝の後と稱す、而して其餘小なるもの實に數ふべからず、要するに、皆漢室の子孫にあらざれば、漢室を起さんと欲せるものにあらざるはなし、去れば王莽既に滅せし後、此の諸軍の間に兵を構へたりし

が、劉秀先づ河北を定め、王郎を邯鄲に滅し、銅馬を直隸順德府鉅鹿縣に撃ち、河内を定め、根據の地を立て、而して西の方赤眉を長安赤眉齊より起り、關中に攻め入り、之れに居るに攻めて之を降し、東の方張歩を齊に破り、隗囂公孫述を隴と蜀とに滅して、遂に天下を一統せり、是れ則ち東漢の光武皇帝なり、光武の新政は王莽が將に行はんとしたる周制を破却して、大に人民をして其肩を息はしめたるも、同時に亦前に於て最も弊害ありし外戚の權を殺ぐことに最も注意したるもの、如し、蓋し前漢の

鐵腸曰、專制政
治、決無維持百
年之良法、蓋鼎
軒著作之意專
在於此、

末には如何ある微賤のもの、雖も、外戚とあらば
輒ち大司馬大將軍とありて國政を輔佐するもの
ありき、是れ終に王莽を現出する所以あり、光武自
ら兵を用ふるを以て敢て此大權を外戚に貸さ
りしのみならず、亂平ぐるの後武臣にも兵權を委
ねざりき、去れば廓貴人の弟況の如きは親幸せら
るゝと雖も官職に與からず、陰皇后の兄陰識は執
金吾とあり、陰興は衛尉とありしに止まりて、曾て
封侯の事あり、此事や明帝の時に至るも變更する
所なく、后妃の家、侯に封せられ政に預るとを得ざ

鳥山曰、擅制政
跡之痼疾、論得
剴切、

りしと云ふ、然り而して、功臣は凡て列侯とあし之
に委するに吏事を以てせず、又兵權を以てせず、故
に皆功名を保全して其身を終へたり、光武嘗て曰
ふ、朕柔道を以て天下を治めんと欲すと、其治法を
察するに其言の如し、是を以て臣下より后妃外戚
皇子に至るまで、皆修睦して絶て乖離を生ずると
なかりき、
然れども情義を以て作り出したる安全は又情義
を以て破るを得べきなり、夫れ專制政府に於て、常
に明君を出ださんとは決して望むべからざる所

鳥山曰、奸材文字、恐用法不允、立於忌疑之間、保身成事、是非常、大才、何必言

なり、故に此君主が常に賢人を以て宰相とあさん
ことは期すべからざるのみならず、其撰みたる宰
相をして其職にあらしむるの保護者ともなると
亦た能はざるべし、何となれば木偶人に均しき君
主は人材を撰むの智あらざるべければあり、去れ
は漢の如き専制政府の宰相とあるものは、若し皇
太后の縁戚にあらざるるときは、殆んど孤立の有様
ならざるべからず、若し非常の奸材ありて、後宮よ
り諸官に至るまで、十分に籠絡し得たらんには、兎
も角もの事あれども、斯る人材は選抜法の完全な

奸、是行而奸、則予不嫌奸也、

らざる専制政治には迎ても望むべからざるとな
れば、尋常にては先づ皇太后の親戚を以て大司馬
大將軍となし、内外諸官を管理すること勢の自然
あるべし、去れば光武中興の制度も歲月と共に遅
弛せざるを得ず、而して遂に明帝の子章帝の時に
至りて、皇太后馬氏の家を封せんと、の議群臣の間
に出でたり、是れ太后に倣するにあらざれば事の
處し難きの爲めあり、然れども此時未だ光武帝明
帝の時を去ること遠からざるを以て、馬太后も亦
之れを許さざりき、會々大旱あり、議者曰く、外戚を

封ぜざる是れ大早ある所以なりと、太后詔して曰く、王氏の五侯同日俱に封ぜられ、黄霧四もに塞り、澍雨の應ありしを聞かず、夫れ外戚貴盛あるときは傾覆せざる少し、故に先帝帝明深く舅氏に慎み、樞機の位にあらしめざりきと、帝重ねて之を請ふ、皇太后曰く、常に富貴の家を観るに、再實みかたの木の如し其根必ず傷す、吾之を計る、熟せり、疑ふことおかれと、然れども馬廖后の終に封ぜられて侯とされり、而して廖は謹慎かりしかども、其子弟驕奢にして讒せられて罪を得たり、章帝死して和帝尙ほ幼か

り、竇太后の章帝朝に臨む、后の兄竇憲罪あり、太后憲を以て車騎將軍とあし、北匈奴を撃ち罪を贖はしむ、憲大に匈奴を破りて歸る、功を以て大將軍とあり、父子兄弟朝廷に充滿し、權内外を傾く、是れ久しく情義を以て抑制したる弊習の、君主の幼弱に乗して大に發したるものあり、和帝既に長じて平なる能はず、或は曰く、憲逆謀ありと遂に宦者鄭衆と兵を勸して憲の印綬を收め、迫りて自殺せしめたり、鄭衆功を以て侯に封ぜらる、是に於て外戚の專横は除くとを得たりと、雖も宦官權を弄し旨を稱して兵馬を

動かすの端始めて發し、外戚と抗爭する一大勢力とあり、范曄の後漢書に曰く、中興の初め宦官悉く闈人を用ふ、復た他士を雜調せず、永平中明帝に至りて始めて員數を置く、而して竇憲兄弟専ら權威を統へ、内外の臣僚親接するに由なし、與に居る所のものは唯、闈官のみ、故に鄭衆謀を禁中に専らにし、終に大慙を除くを得たり、遂に分士の封を受け、超て宮卿の位に登れり」と然れども其始めに當りては、尙ほ外戚の權を弄するものありて、宦者は常に其專横を既發に制するの防禦ありしが如し、

和帝の太子殤帝生れ百餘日にして即位し、八閏月にして崩す、皇太后鄧氏其兄鄧騭と共に策を定め、章帝の孫清河王の子を迎へて嗣と爲す、之を安帝と爲す、安帝の時鄧騭車騎將軍となりて權あり、鄧后崩す、陰讒せられ一門七人皆自死す、亦宦官の力あり、是れより宦者李閏等帝の乳母聖、聖の女伯榮、帝の舅耿、竇皇后の兄閭顯等と比黨して政を亂る、大尉楊震夙に盛名あり、時人稱して關西の孔子は楊白起と曰ふ、宦者及び乳母王聖の言を用ひざるを以て亦た印綬を收めらる、震死に臨みて其諸子

門人に謂ひて曰く、吾蒙恩居上司、疾奸臣狡猾、而不能誅、惡嬖女傾亂、而不能禁、何面目復見日月、と亦以て專制政府に於て宰相か嬖女近臣の言を容れずして、其位を保つゝの難きとを見るべきあり、之を聞く、徳川氏の時、御老中の權は飛ぶ鳥も落つると稱する程にて、御三家を始め諸大名の震懼せし所なりしが、之を傾倒するの權は、實に奥女中にありしと、安帝太子あり、先きに乳母王聖に譖せられて濟陰王とある、安帝死す、閻皇后朝に臨み、其兄閻顯と共に策を定め、章帝の孫北郷侯懿を迎へて位に即かしむ、宦者孫程等顯を誅し、閻后を遷し、濟陰王を迎へ立つ、之を順帝となす、宦者功

を以て侯に封ぜらるゝもの十九人あり、然れども宦者は素と閻寺あるを以て顯官に上るを得ざるあり、故に外戚を以て大司馬大將軍となすの習慣は尙ほ存せり、順帝梁商の女を以て后とあす、故に商大將軍たり、商死す、其子冀大將軍たり、帝死す、梁后梁冀と計り、太子冲帝を立つ、冲帝崩す、勃海孝王の子を立つ、之を質帝とあす、冀質帝を毒殺し、蠡五侯を迎へ立つ、之を桓帝と爲す、梁氏七侯三后六貴人三大將軍卿將尹校五十七人あり、梁冀の威内外を傾く、是に於て帝陰かに宦者單趙、唐衡、

鳥山曰、擅制帝宮者神祠也、權臣嬖妾宦官寓于祠之衆鼠也、鼠相爭而全祠不安、雖有賢良不能奈何也、制度之弊、可勝嘆哉、

左愷、徐璜、具瑗等五人と計り之を誅す、五人功を以て列侯とある、世に之を五侯と云ふ、桓帝梁后崩し、竇武の女を以て皇后と爲す、武大將軍たり、帝崩す、武后と策を定め、靈帝を立つ、解瀆亭侯あり、武入りて禁中に居り、政を輔け、太傅陳蕃等と共に宦官曹節、王甫等を誅せんと欲す、議漏る、武歩兵營に入り、令して曰く、中常侍反す力を盡すものは侯に封せられんと、時に宦者王甫等既に虎賁羽林等の兵を領し、出て朱雀門に屯して之を防ぎ、遂に竇武陳蕃等を殺す、知るへし禁兵大將軍の命を聞かずして

將堂曰、宦者其始不過供使令

却て宦官の命を聞くを、范曄の後漢書に曰く、東京皇統屢絶えて、權女主に歸し、外より立つるもの四帝、安、質、桓、靈の諸帝を云ふ、朝に臨めるもの六后、章帝の竇太后、安和、熹、鄧、太后、安思、閔、太后、順、烈、梁、太后、桓、思、竇、太后、靈、思、何、太后を云ふ、策を帷幕に定め、事を父兄に委ね、孩童を貪りて以て其政を久うし、明賢を抑へて以て其威を専らにせざるおしと、蓋し外戚の權を専らにせんと欲する所以は、全く此心に出つ、而して其族滅せらるゝ、所以も亦之に因らざるは、おし、東漢宦官の盛ある二千餘人あり、此一體は常に禁

趨走耳。而一旦
得勢。則內外受
其指揮。漢因以
促其跬。其弊不
亦甚哉。

中にありて天子皇后に接し、外官の國議を奏し且つ之に詔命を傳ふるとを司る、天子素と庸愚、故に官者の舊規典故に通ずるもの自ら天子の顧問たり、是を以て其出て王命を傳ふるに及ひては、以て禁兵を動かすべく、又以て聯合して朝臣を殺すべし、范曄の所謂、手に王爵を握り、口に天憲を含む、復た掖廷永巷の職、閨闈房闈の任にあらずとは、則ち是あり、庸弱の天子既に其囚虜たるを以て、明臣賢宰時に出つるありと雖も、之を如何ともするあきあり、況んや東漢の末、外戚たるものは皆宦者に因

りて其女を進め其寵に因りて大將軍となり、俄に宦者の權を忌むものあるをや、天下の事復見るべからざるなり、蓋し宦官たるもの自ら其身の賤しきを知るを以て、帝室を奪はんと欲するものあるなし、而して外戚の逆謀を構るに至りては、輒ち天子を助けて之を滅したり、故に後漢書に曰く、迹は公正に因り恩は主心に固し、中外服従して上下屏氣し、或は稱す、伊霍の勳往載に謝するなしと、或は謂ふ、良平の畫亦當今に起ると、舉動すれば山海を回し、呼吸すれば霜露を變す、官に阿り曲けて求む

れは則ち三族を光寵し、情を直くして意に忤れば、則ち五宗を参夷す、若し夫れ高冠長劍朱を紆らし、金を懐にするもの官闈に布滿し、茅を苴み、席を分ちて南面して、人を臣とするもの十を以て數ふ、封侯の人あるを云ふなり、府署第館都鄙に棊列し、子弟支附州國に過半なり、南金和寶氷紈霧縠の積、珍藏に盈仞し、嬙媛侍兒歌童舞女の玩、綺室に充備せり、國を敗り政を蠹する事敢て悉く書せずと、嗚呼此の如き害物は則ち東漢をして外戚の禍害を免れしめたる城堡ありき、專制政治を以て堅固ある

鳥山曰、痛快之言、剴切之辭、

基礎を立てんと欲するも、果して何の術ありや、斯く腐敗せる臭物か、政事上の全權を掌握せるを以て、志あるものは全く政府を放棄し、高節を以て社會に立たんとを目的となすに至れり、是れ東漢に名節の士多き所以なり、熟其所以を尋るに、社會の文運進歩し、世の高士をして政治の外に、事業を立て、思想を擅にするの樂あるを知るに至らしめしは、固より論を俟たずと雖も、當初光武の之を養成したるものかきにあらず、光武最も高節を重んじ、處士周黨嚴光等を遇するに、舊友故人を以てし

たり、是を以て志を抱きて人の臣たるを肯んぜざるもの、破廉耻ある外戚若くは宦官に媚ふるを嫌しとせざるものは、皆特立獨行して世に立てり、然り而して地方の任は朝廷の弊習に感ずると小く、且つ外戚宦官等に接すると稀あるを以て、此輩も出て、二千石とあるものあり、故に地方に良吏の多きこと東漢に過くるものあり、去れば是時高節の士朝廷に求めずして、別に宗とする所を立て、權奸を指斥し勉めて正論を持せり、之に由り海内其風采を景慕し、唯及ばざるを恐る、高士の葬儀若く

鐵腸曰、民間氣風之盛、無過於東漢者、是立憲政治之萌蘖也、一枯死不復生、支那國勢之衰、允有故也、

は旅行に當りて賓客之を送るの盛かりしは東漢に超ゆるあり、桓帝初め學を甘陵の周福に受けたり、故に即位の後福を擢んで尙書とさせり、時に同郡の房植盛名あり、郷人之れが謠を爲りて曰く、天下規矩房伯武、因師獲印周仲進、と二家の賓客互に相譏議し、之より甘陵に南北部黨あり、後ち汝南の太守宗資専ら其事務を功曹范滂に任し、南陽の太守成瑨も亦た功曹岑暕に任したるとあり、二郡又謠を爲りて曰く、汝南太守范孟博、南陽宗資主畫諾、南陽太守岑公孝、弘農成瑨但坐嘯、と此の如き流言

を爲すの風習漸く大學に入り、書生三萬餘人、郭泰、賈彪之れか冠たり、陳蕃、李膺と交、相推重せらる、學中語りて曰く、天下、模楷、李元禮、不畏強禦、陳仲舉、扶風の魏齊卿も亦危言深論して豪強を懼れず、公卿より以下其貶議を畏れて屣履門に到らざるかし、此時宦官の黨特赦あるを知りて人を殺すものあり、南陽太守成瑨、太原守劉瓚之を案殺す、山陽の守翟超、宦官の制に踰えたる家宅を作るものを罰す、東海の相黃浮も亦宦官の家屬法を犯せるものを殺す、宦官其冤を訴へ皆罪を得たり、陳蕃之を争

へども桓帝之を聽さず、宦官又李膺か大學の遊士を養ひ、部黨を爲して朝廷を誹訕することを訴ふ、上震怒し、黨人を逮捕す、陳蕃、竇武之を争ひ、終に黨人の名を王府に書し、終身を禁錮するに止めたり、是れ黨人か宦官黨と争ひたる第一舉動にして、第一次の黨禁と稱す、

李膺等既に廢錮せらると雖も、士大夫其行を高しとし、朝廷を汚穢かりとし、相標榜して稱號を爲せり、竇武、陳蕃、劉淑を以て三君と爲す、其の一世の宗とする所あるを言ふかり、李膺、荀昱、杜密、王暢、劉祐

魏朗、趙典、朱寓を以て八俊と云す、其の人傑あるを言ふかり、郭泰、范滂、尹勳、巴肅、宗慈、夏馥、蔡衍、羊陟を八顧と云す、能く徳行を以て人を引くを言ふなり、張儉、翟超、岑暉、苑康、劉表、陳翔、孔昱、檀敷を八及と云す、其の人を導きて追宗せらるゝを言ふかり、度尙、張邈、王孝、劉儒、胡母、班、秦、周、蕃、嚮、王、章を八厨と云す、其の能く利を以て人を救ふを言ふなり、竇武、陳蕃、大政を行ふに當りて多く黨人を引用す、宦官を誅せんと欲して破ふるゝに及びて、宦官等黨人百餘人を捕へ皆獄中に死せしむ、妻子は邊に徙し諸

鳥山曰、汚穢滿朝、天下之精神在于野、名賢屠戮、天下之精神盡焉、東漢焉得不滅亡乎、
 將堂曰、宦者專權於内、而朋黨橫議於外、爭轢如水、火、流、毒、遍天下、張角乘以作亂、而漢終以亡、雖是勢使然、

附從者は禁錮五族に及ぶ、天下に詔して大に黨人を捕ふ、四年大赦あり、而して黨人は赦さず、又大學諸生千餘人を捕へ、又黨人の門生故吏父兄弟の官にゐるものは、皆官を免して禁錮す、之を第二次の黨禁と稱す、是に於て黨人殆んど漸滅す、
 此時に當りて鉅鹿の張角妖術を以て教授し、符水を以て病を療し、弟子を四方に遊はしめ、人民を誑誘する十有餘年、徒衆數千萬人あり、三十六方を置く、大方萬餘、小方は六七千、各渠帥を立て、一時俱に起り、所在燔劫す、皆黃布を着するを以て世に黃

實因主荒政繆
無疏而通之也

巾の賊と云ふ、旬月の間天下響應す、朝廷宦者皇甫嵩等をして賊を討せしむ、是に於て宦者等黨人の却て黃巾に與せんことを恐れて、帝に謂ふて大赦し、誅徙の家故郷に歸るを得たり、去れば名節を重ざるの遺風を受けたる豪傑等其黨人を集めて其軍を援く、黃巾の賊既に破ぶれて諸軍洛陽に集まる、新勝の餘威あり、復た宦者等の威力を恐れざるあり、此時靈帝崩し太子辨立つ、何太后朝に臨み其兄何進大將軍たり、將軍董卓の兵を召し至れば將に宦官を殺さんと欲す、未だ至らずして謀漏れ何進

宦官に殺さる、袁紹兵を勅して宦官二千餘人を殺す、宦官既に滅して而して帝室益輕し、卓至りて遂に辨を弑し、陳留王を立つ之を獻帝となす、是に於て豪傑皆董卓の不臣を怒る、涿郡の曹操密旨を受くると稱し、檄を天下に傳ふ、關東の州郡響應し、袁紹を推して盟主とあし、洛陽に向ふ、卓洛陽の宮廟を焼き都を長安に移す、卓終に其將呂布に殺さる、是に於て天下大に亂れ、英雄皆其地に據りて自ら刺史を領し互に相交戦す終に合して三國とあり、漢終に魏に合せられて亡ぶ、

鳥山曰、以情實立治者、亦由情實而敗、是一篇精神、

安帝	殤帝	和帝	章帝	明帝	光帝武	帝號
一九、	一、	一七、	一三、	一八、	三三年	在位
閻鄧太后	鄧太后	竇太后	馬太后			女主權あるもの
閻鄧顯	鄧隲	竇憲	馬廖侯となる			外戚權あるもの
宦者隲を誅す		鄭衆憲を誅し侯に封せらる				宦者權あるもの

計	獻帝	靈帝	桓帝	質帝	冲帝	順帝
一九六、	三一、	二二、	二一、	一、	一、	一九、
	何太后	竇太后	梁太后	梁太后	梁太后	
	何進	竇武	梁冀	梁冀	梁冀	梁商
	宦者何進を殺す	宦者竇武を誅す	宦者梁冀を誅し侯たるもの五人			宦者帝を立つ侯たるもの十九人

第八章

三國より晋の天下を一統するに至る

東漢の末より三國の晋に合するに至るの間は、支那史の稱して人傑輩出の時と爲す所なり、誠に其智謀を逞うし雄辨を振ひ、互に相攻撃褒貶して以て社會の勢力を握らんと欲する有様は最も目覺しきものあるあり、蓋し東漢の人物は名節を貴び獨行を高しとし、敢て人の下風に立つを屑とせず、故に其一たび亂るゝや、此等の人物は皆な自ら帝王たらんと欲するの人たるべし、去れば天下を一統せんには凡て此等の人物を籠絡せざるべから

鳥山曰、重節高行者、不欲立人下、此言眞然、言欲爲帝王者、未必然也。

鐵鵬曰、揣摩時勢、燭照龜卜、敬服々々。

ず、然らざれば之れを討滅せざるべからず、然れども其人物は素とより同等にして其力に非常の差異あるにあらざれば、之を籠絡若くは討滅すること一人一生の力能く辨ずる所にあらざるべし、夫れ秦非常の暴政を行ひて豪傑逡巡するに當りて、項藉劉邦の如き敢爲の人あり、出で、先づ勢力を社會に占め、他の豪傑は自ら以て此二人に及ぶべからずと爲せり、故に其合するは亦た項藉の一敗に決せり、王莽亦た非常の亂政を行ひ劉氏の子孫峰起せり、然れども名家の子孫には英雄少きを以

て、曾々其器に適ふもの出づるときは掃除し易し
而して豪傑の之れに降るもの敢て大耻とせず、故
に再び合し易し、東漢の末民を苦しむる酷なるも
のあり、然れども其亂源や、俄に發せしものにあ
らず、宦者と外戚との間に起りたる汚穢なる紛紜の
如き、宦者等が行ひたる忌まはしき所行の如き、人
心を悩ます久し、去れば世人之を指彈せざるにあ
らずと雖も、乘すべきの機なくして之を度外視し
たるのみ、東漢の壓制は秦皇若くは王莽の如く急
遽のものにあらずして、豪傑を練磨し發育するに

は至極適當なるものあり、然り而して之れをして
社會に顯はれ勢力を得せしむるの順序も、亦前者
の如く危険なるものにあらずして、寧ろ勤王の主
意に出でたり、何となれば、黄巾の賊を討ずるに因
りて起りたればなり、夫れ一軍の長となりて以て
黄巾の賊を討じたるは、則ち宦者を誅し朝廷の羽
翼を拂ふの力を蓄へしめたるものなり、宦者を誅
し朝廷の羽翼を拂ひたるは、則ち第二の專横者な
る董卓の武力に抗し、之をして洛陽を去り長安に
避け、終に敗死するに至らしめたるものなり、董卓

をして敗死せしめたるは、則ち王室の威權を墜とし、一致の勢力を絶ちて、此の同等に進みたる豪傑をして、爾後分離して以て互に相吞噬せんとする進路を取らしむるものなり、故に東漢の末に顯はれたる豪傑の數非常に多くして、其社會に對する名望も亦大に懸隔するものゝかりき、此の如き時に當りて獨り超乘して以て他の豪傑を制御し、其の服せざるものを討滅するは固に至難の事たるべし、

此伎倆を示して以て世人の喝采を博せんとて、第

鳥山曰、世之評
操者、大抵言其
猜忌狹量、田君
則言其濶度宏
量、用人有法、僕
所見亦如此、

一に舞臺に顯はれしものは沛國の曹操是あり、曹操董卓を討せし時より河内に屯し、四方を攻伐して漸く強大を致し、天子を許に迎へて詔を稱して以て天下に令し、西の方張繡を關中に征し、袁術を壽春に破り、北の方袁紹の二子を燕趙に戦はしめ、劉表の喪に乗じて荊州を奪ひ、機を見て兵を用ふる甚だ敏捷なるものあり、而して其人を用ふる亦た驚くべきものあり、其用ふる所の謀士猛將多くは皆な嘗て敵軍の人なり、操之を愛撫し重用して疑ふ所なし、臧霸先きに陶謙に従ひ、後に呂布を助

く、操之を用ひて琅邪の相となし、青徐二州を以て之に委す、陳琳袁紹の爲めに檄を爲り、操の罪惡を枚擧し、其家世々宦者たるを説き、醜詆を極む、袁氏敗るゝに及び、操に歸す、操語りて曰く、卿袁本初の爲めに書を移す、宜しく孤か身を罪すべし、何ぞ上父祖に及ぶや、琳罪を謝す、操之を用ゐて記室を管せしむ、操魏種を擧げて孝廉となす、袁州の叛するに當り、操以爲らく、種必ず我を棄てずと、種走ると聞くに及び、怒りて曰く、種南越に走り北胡に走らざれば、汝を置かざる也、と種擒せらるゝに及び

鳥山曰、論勢而直入記事大見其輕巧

て、操曰く、惟其才なりと釋して之を用ふ、此類の事勝けて數ふべからず、蓋し最初豪傑の方隅に割據する所以のものは、唯々地勢の然らしむる所にし、て深く怨むべきものおきを知るが爲めに、勉めて之を容れて以て敵對の氣を減せんとしたるあり、是を以て其荊州を攻むるに當りて、劉琮の臣下、多く降を説くものは、操の寛大あるを知るが故あり、勢已に此の如くおれば、操心に以爲へらく、流に従ひて江陵を下らば、吳の國は手に唾して取るべし、天下復た定むるに足らずと、

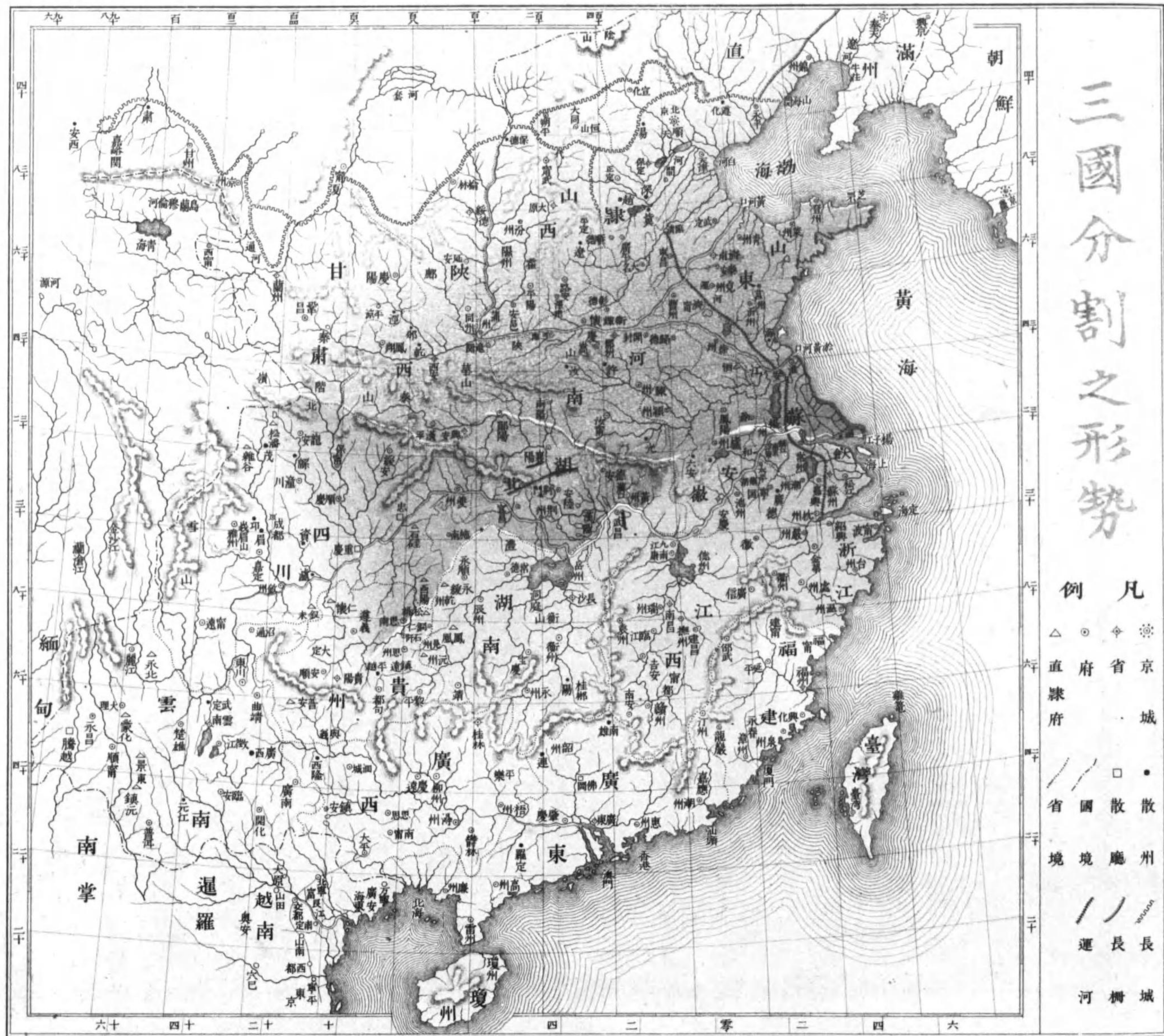
然るに茲に至りて江南の一躰非常に曹操を憐ま
 して其全勝の勢を中止したり、初め涿郡の劉備、河
 東の關羽、涿郡の張飛と義を結びて黃巾の賊を討
 じ功あり、士人の景慕する所となる、曹操の漢室を
 奪はんとするを惡み、之を誅せんと欲して成らず、
 遁れて袁譚に歸し、又去りて袁紹に歸し、更に劉表
 に歸す、所在厚遇を受くると雖も、常に其志を逞う
 するを得ざるあり、蓋し其人とあり以上諸人の上
 にありと雖も、不幸にして未だ尺寸の地を得ず、賓
 客を以て流寓し力を伸はす能はざりしあり、其荆

州にあるや、瑯琊の諸葛亮に襄陽の隆中に遭ふ、亮
 之に説くに三分の謀を以てす、曰く、操擁百萬之衆、
 挾天子、令諸侯、此誠不可與爭鋒、孫權據有江東、國險
 而民附、可與爲援、而不可圖、荆州用武之國、益州蜀の
して今の險塞、沃野千里、天府之土、若跨有荆益、保其巖
四川なり阻、天下有變、荆州之軍向宛洛、益州之衆出秦川、孰不
 箠食壺漿以迎將軍乎、と、然るに荆州曹操に降りし
 を以て備俄に江陵に奔る、操之を追ふ備、夏口に奔
 り、亮をして吳の孫權に説かしむ、時に吳の臣下降
 服の利を説くもの多し、亮權に説きて曰く、吳越の

鐵腸曰孫堅之拒曹操出於勢不得不然此固非諸葛亮三寸舌頭之力也

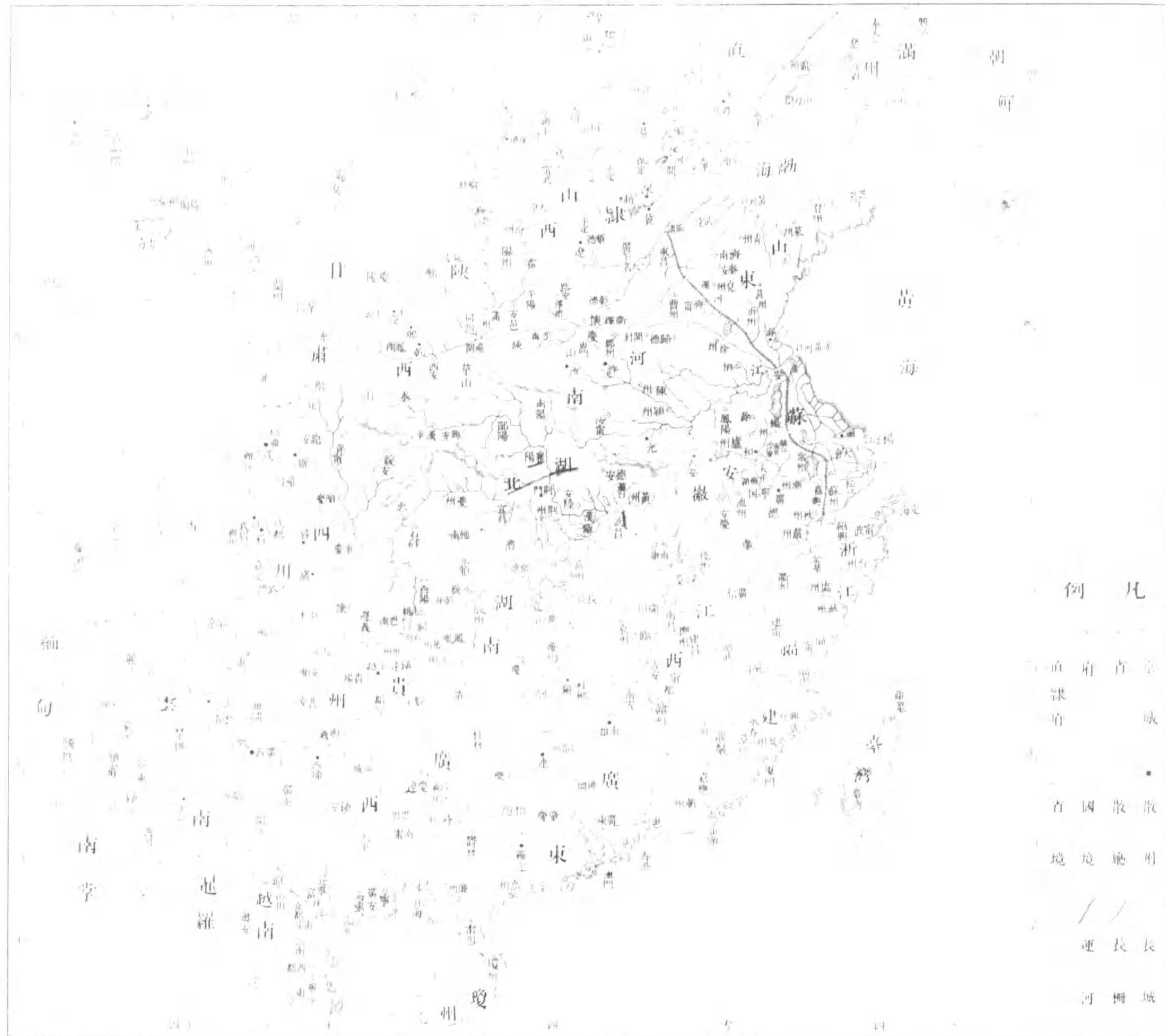
衆を以て中國と抗衡せんと欲せば早く之と絶つに如かず若し能はざれば何ぞ兵を按し甲を束ねて北面して之に事へざる今將軍外服従の名に託して而して内猶豫の計を抱く事急にして斷せず禍の至る日なけん」と權曰く苟も君の言の如くは劉豫州何ぞ之に事へざるや亮曰く田橫は齊の壯士のみ猶義を守りて辱しめられず況んや劉豫州は王室の胄にして英才世を蓋ひ衆士之に歸する水の海に歸するか如きをや若し事の濟らざるは天あり安んぞ能く復た之が下たらんや」と是に於

て權大に激して全吳の地十萬の衆を擧げて劉備と共に曹操と戦はんと決せり吳人魯肅周瑜固より亦戦を主とす權周瑜をして三萬の水兵を率ひて曹操と戦はしむ瑜遂に大に曹操を赤壁の下に破る亮即ち劉備をして關羽張飛と共に其敗に乗ぜしめ終に荊州を得たり尋いて益州を取り吳と共に對立して三國とあり三國の初め蜀の勢一時最も強くして魏或は其許都を移さんとの議あるに至れり魏曹操自ら鄴に居り漢帝を許都に置く然るに吳の兵荊州を襲ひ以て其力を殺きしかば鼎立の形成りて俄



に動かし難し、蓋し劉備能く人に任し孫權能く説を容れ、互に相補翼して以て魏に抗せしかば、曹操全勝の勢も亦吳越荆益に及ぶ能はずして、終に三國の主をして其名聲を全うせしめたるなり、然れども曹操天下を取んとするに急にして、其人を用ふる唯才氣是れ撰べり、是を以て其臣下の主を視ると輕し、曹操より丕、叡、芳、璜に傳へて而して操の功臣司馬氏、終に其國を奪へり、劉備は則ち人を選び之に任ずると篤きが爲めに、臣下大に力を致して而して君主上に怠る、是を以て其子禪に傳

に動かし難し、蓋し劉備能く人に任し孫權能く説を容れ、互に相補翼して以て魏に抗せしかば、曹操全勝の勢も亦吳越荆益に及ぶ能はずして、終に三國の主をして其名聲を全うせしめたるなり、然れども曹操天下を取んとするに急にして、其人を用ふる唯才氣是れ撰べり、是を以て其臣下の主を視ると輕し、曹操より丕、叡、芳、璜に傳へて而して操の功臣司馬氏、終に其國を奪へり、劉備は則ち人を撰み之に任ずると篤きが爲めに、臣下大に力を致して而して君主上に怠る、是を以て其子禪に傳



三國分割の形勢略説

赤は魏なり、藍は蜀なり、黄は吳なり、

劉備諸葛亮を隆中に見る、隆中は今の湖北襄陽府にあり、

周瑜曹操に備ふるときは、劉備は樊口にあり、樊口は今の湖北武昌府の武昌縣西樊山の下にあり、而して武昌は則ち吳の地なり、故に此時劉備尺寸の地なく、全く吳に投じたるものあり、

赤壁を以て周瑜曹操を破ぶる所と云ふは、非にして戦闘の處は武昌府樊口上の南岸にありと云ふ、

曹操敗ぶるの後荆州(湖北)を失すと雖も、尙ほ古の秦趙燕齊韓魏等の地を保てり、是れ支那の本部なり、蜀は四川に僻處し、吳は楚の地に偏在す、三國と稱すと雖も、其勢實は較せざるなり、

烏山曰、禪之庸
暗天也、歸之於
備用人之篤、恐
失於鑿、

へて主庸愚となり、功臣死して而して國漸く弱し、
孫權の政を爲すは兩者の間にあり、故に其弊を受
くる亦兩者の間にあり、去れば其子亮に傳へて其
臣孫綝之を廢して瑯琊王休を立つ、休より皓に傳
へて主庸に國弱し、是に於て司馬氏蜀と吳とを滅
して天下を一統し、支那國をして一政治の下に歸
せしめたり、實に我紀元九百二十二年あり、

第九章

晉より南北朝を経て
隋の亡ふるに至る

天下一たび分裂の勢を得るときは、英雄豪傑の士

出て、之を止めんと欲すと雖も、其極に達せざれば止まざるものか、東漢宦官の禍久く人民を苦めしより始めて分裂の勢を發し、董卓の亂後愈よ紛擾を致せり、曹操出て、詐力を以て同輩を驅り、王命を稱して天下を戡定し、殆んど一統を致すの勢ありしと雖も、時に亦た英雄の其下風に立つを肯んぜざるもの、劉備孫權の輩ありて其全勝の勢を挫き、魏氏終に創業の功を全うするを得ずして止り、是に於て乎、其功臣司馬氏魏主を奉して天下を經營し、權終に其家に歸して魏の禪を受け、蜀を

鐵鵬曰竹林七賢非盡高隱蹈逸士也

滅し吳を併せ、其親族子弟を要地に封し、以て一時治平を致すを得たりと雖も、其基を建つると詐術に出たるを以て、士民之に仕ふるを屑しとせず、世に竹林の七賢の如き高士の子孫其言を聞くを愧出でたるは全く之か爲なり、 晉南渡の後、明帝晉室興隆の事を王導に聞き、而を掩ふて恥ちたりと云ふ、 程の事あれば、徳義の勢力其封王を制する能はずして八王亂を爲し、惠帝昏愚、賈后權を専らにし、汝南王亮、楚王瑋を殺す、趙王倫、賈后を弑して、惠帝を以て太上皇となし、自ら僭位す、齊王冏、河間王容、成都王穎と共に兵を擧げて倫を討す、倫の兵敗れ、將士倫を廢して、惠帝を迎かへ、位に復せしむ、尋いて倫を誅す、冏大司馬となり、專恣なり、長沙王父直に宮に入り、帝を奉じて、冏を斬る、容、穎と兵を合して、京師に向ひ、父を討す、東海王越京に在り、殿中將と共に父を收む、父を討す、殺さる、穎

京に入り尋いて鄴に遷る、容頴を表して皇太弟となし相國に位す、平北將軍王浚、頴を討す、頴敗れて帝を推して洛陽に還る、容兵を遣はして之を長安に迎へ、頴を虜して豫章王熾を立て、皇太弟となす、東海王越、徐州より兵を起す、容頴と共に之を拒きて勝たず、越兵關に入りて惠帝を奉して洛陽に還る、容頴尋いて殺さる、之を八王の亂、帝位を覬覦し、王室を補翼するの藩塹は却て國家を亂るの叛臣とされり、此時に當りて羌胡鮮卑の降るもの多く直隸山西の北部に居り、漢人と雜居し部を立て帥を設けて以て自ら治めたり、唐書に曰く、魏晉、羌狄居塞垣、資奉踰昔、百人之曾、千口之長、賜金印紫綬、食王侯之俸、牧馬之童、乘羊之隸、齋毳毼、邀利者、相錯於路、耒耨之利、絲枲所生、散於

數萬里之外、胡夷歲驕、華夏日蹙、とは則ち是あり、猶ほ彼の羅馬帝國の末、北方の蠻人其範圍内に雜處したるか如きあり、茲に雜處と稱するも、今日世上の問題たる内地雜居と混同すべからず、内地雜居とは外人内地に散亂して住居するを云ふなり、當時の雜處は恰も今日の居留地の如くにして、團結して部落を爲したるものなり、其一族南匈奴の左國城に居るもの劉淵を推して單于とあし、國を漢と稱し、晋室の亂るゝに乗し、五部の衆五萬人を率ひて南下し、燕趙に入り洛陽を陥れ、晋の懷帝を執ふ、愍帝長安に立つに及ひ、又兵を遣はし長安を陥れて之を執へ、中原を横行せり、後ち漢分れて前趙後趙とあり、後

趙前趙を亡はして而して後趙亦た亂る、拓跋氏亦た其北に起り、代に據り東は濊貊より西は破落那に及ひ、南は陰山を距て北は沙漠を盡し、勢威甚た盛にして衆數十萬あり、而して秦の符堅亦た關中に起り、代を滅し一時中原を一統するの勢ありと雖も、南下して晋を攻め大敗して歸りしより、其國亦た亂れて、慕容垂は燕を立て、姚萇は後秦を立て、慕容冲は西燕を立て、秦終に滅し、拓跋氏の後裔復た起りて國を魏と稱す、而して鮮卑秃髮烏孤と稱する者河西に起り、南凉と稱し、乞伏國仁隴右に據

りて、國を西秦と稱し、天下紛紛端倪すべからざるに至れり、

此時晋の一王江南に立て帝と稱し、晋室の良臣多く南渡して中原を恢復せんと欲したりと雖も、其功あるものは常に帝位を覬覦するの憂ありて平和を得ざるあり、其重なるものを擧げんに、中宗元皇帝の時より肅宗明皇帝の時に至るまで、荆州の刺史王敦の反あり、肅宗の太子顯宗成皇帝の時蘇峻の反あり、孝宗穆皇帝、哀帝、帝奕、簡文帝、烈宗、孝武皇帝の時桓温の帝位を覬覦するあり、安帝に至りて温終に反し、帝に迫りて位を禪らしむ、劉裕兵を起し之を討して帝位を復し、而して劉裕帝を殺し、晋亡ひて宋起る、し、恭皇帝を立て終に晋の祚を篡ふ、晋亡ひて宋起る、

支那の史家其以後を稱して南北朝と云ふ、南北朝

に至りて紛亂の勢は益々甚しきを加へたるか如し、其南朝は宋より齊に傳へ、齊より梁に傳へ、梁より陳に傳ふ、其北朝は魏起りて前に述べたる諸國を一統してより、中原を治むる百餘年にして分れて西魏東魏とあり、東魏は北齊に傳へ、西魏は後周に傳へ、後周は北齊を併せて之を隋に傳へ、隋終に陳を滅し、而して南北混して一とある、其間年を閱する實に百七十年あり、

南北朝の帝にして其位を全うしたるものと、全うせざるものとを數へたるに、其表左の如し、

		北朝				南朝				
	位を全うせし者	漢	前趙	後趙	秦	魏		位を全うせざる者		
		一世劉淵 二世劉聰		一世石勒 二世石虎 三世石虎	二世健	二世嗣 四世滂 六世宏 七世恪	九世暉 十世恭 十一世之期		太祖珪 三世肅 五世弘 八世詡	
		二世和 四世粲	一世曜	二世弘 四世世 五世導 六世鑿	一世苻洪 三世生 四世堅					

宋	高祖、五世、七世、	二世、三世、四世、六世、八世、九世、
齊	太祖、二世、五世、	三世、四世、六世、七世、
梁		太祖、二世、三世、四世、五世、
陳	太祖、二世、四世、	三世、五世、

身帝王の位にありて、而して全きを得ざる實に此の如し、其時勢知るべきあり、蓋し曹操の漢末に起り、中原を一統せしは、全く其材幹に因る、然れども漢帝を奉し王命を稱して他國を征伐し、其業成るに及ひて其禪を受けしかば、識者其手段を賤しめり、世運の沈淪する惡例の布くと疫病の流行する

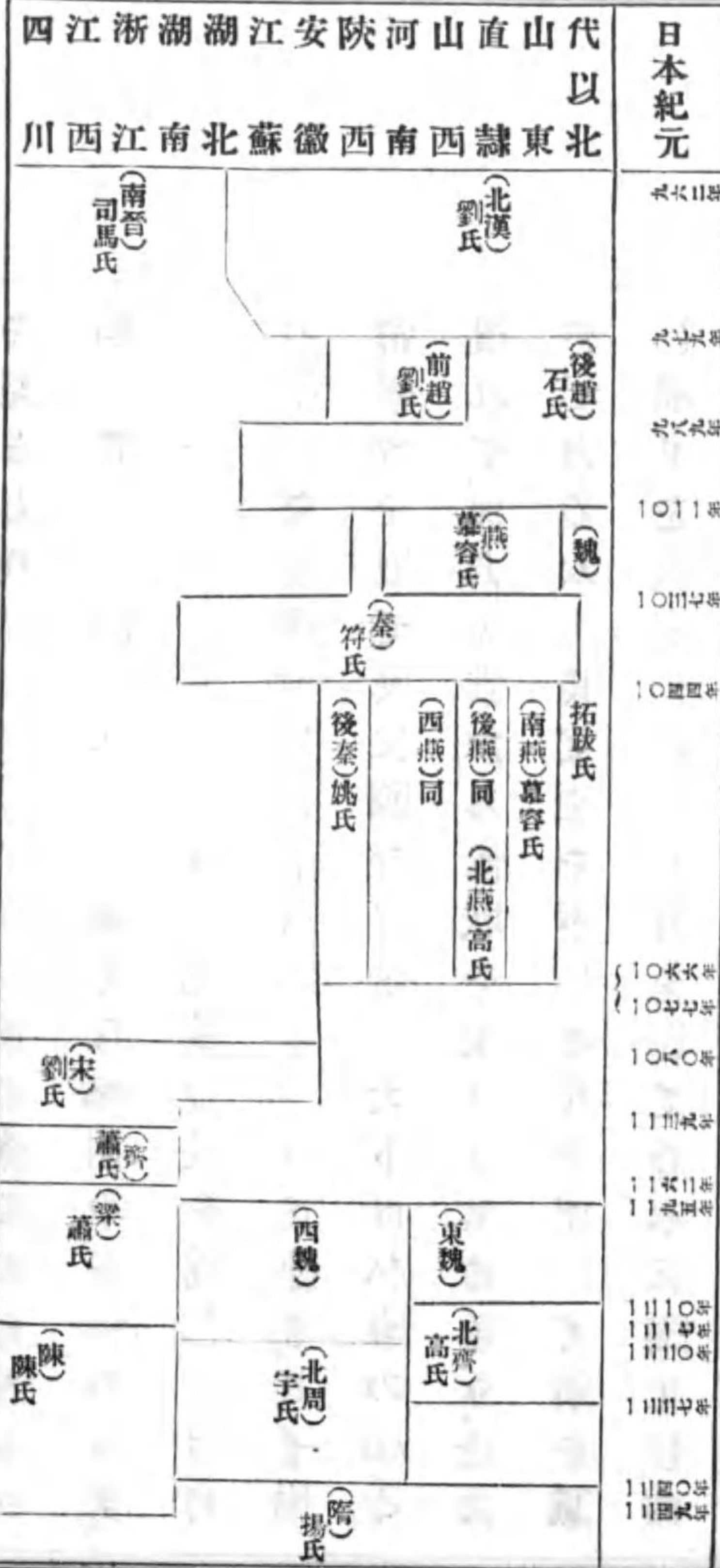
鐵腸曰、帝王之尊嚴、以其血統也、有力者得着王衣、則王衣與甲冑、何擇六朝王位之不長、畢竟坐於此、

か如し、晋の魏に代るは其功曹氏の如くならずして、而して代るものあり、南渡の後其叛臣の晋室を覬覦するものは、其功晋祖に及ばずして、而して覬覦するものなり、宋齊梁陳の高祖の禪を受くるや、其功亦た前叛臣に及ばずして、而して禪を受くるものなり、是れ皆な曹氏の例を追ふて、而して益々甚しきを加へたるものにあらざるを得んや、然れども北部に至りては、稍々之と勢を異にせり、其亂るゝや、素と匈奴鮮卑の族、中國に混入して社會を亂りしに、原因せしを以て、其集散離合亦た常に其

部族の背反服従に因るものなり、功臣の其主を危うせしに因るにあらざるあり、嗚呼社會分裂の勢固より制すべからずと雖も、英雄豪傑の遺跡自ら例を後世に傳へて世運を支配するものあるか如し、亦九奇と謂ふべきあり、
去れば東漢の末、献帝の即位せし（我八五〇年）より隋の陳を亡はせし時（我一二四九年）に至るまで四百年間は、支那帝國紛亂混蕩の時と云ふべし、其間時に少康なきにあらずと雖も、畢竟風雨昏暝の際、日光の漏るゝを見ると同一にして、一時の假相たるに過ぎず、少頃にして更に甚しき暗黒の發するを見るなり、

斯る暗黒の開明に復する亦た一朝の事にあらず、去れば隋主天下を一統し勤儉の政を爲して、社會の秩序を整理すると十有六年なりと雖も、其子煬帝暴政を以て民に臨むに至り、天下再ひ麻の如く亂れて、復た黯澹たる慘狀を現はさんとせり、是に於て唐の太宗其父淵を奉して、兵を起して隋を滅し、禍亂を戡定し、終に社會をして靜寧に歸せしめたり、蓋し久しく專制の政治に慣れ、政事を以て度

此表は南北朝居城の地勢を示し、且興廢盛衰の概勢を顯はすものなり、



瀧西甘肅地方は常に陝西を有するものに屬せり、而して西秦若くは涼の如く獨乙せるものもありき、

鳥山曰、每篇攻撃專制而不厭煩、予所敬服、田君實在于此、

外に放棄したるの人民は、匈奴鮮卑の族の其頭上に臨みて社會を混亂するも、嘗て意に關せざるが如し、宜なり世の久しく治まらざるや、

第十章 唐の初より其に至る

唐の太宗世民其父淵を奉して、晋陽に起り、隋の煬帝江都にあるに當りて、西河を抜き河東を圍み、兵を引きて西し長安を圍み、恭帝を立て、天子と爲し、尋て之に迫りて位を其父に譲らしめ、七年の間悉く天下僭偽の帝王を滅し、其兄建成其弟元吉を

殺し、高祖の讓を受けて而して賢良の臣、房玄齡、杜如晦、魏徵等を用ひ、漢より以後四百年間紛亂したる支那帝國を收拾せり、此時に當りて四夷亦た強盛にして、漢代の如く人稀れに野荒れたるものにあらず、是れ皆な唐の威力に畏れて歸服せしかば、其盛なる前代稀れに見る所なりき、且つ夫れ我日本の如きも、此時を以て大に交通を開き、羅馬國も亦た初めて使を遣はし、耶穌教徒、ネストリヤン派の僧も、此時支那に入込み、其教を導きしと云へり、故に其文物の盛んなる大に前代に越ゆるあるを

鳥山曰、列舉三弊、以開後言之、緒讀者勿勿勿

見るあり、然れども專制政治固有の弊は明君賢相の智略を以て長く制抑すべからざるものなれば、其盛なる時に於て既に其弊端を存せしものゝ如し、蓋し秦より以後年を経る既に久し、專制政治の形骸殆んど備はる、故に明君賢相と雖も決して此範圍の外に新按を發すべからず、是を以て其注意する所は唯々前代に顯はれたる弊害を豫防するに過ぎざるあり、前代に顯はれたる弊害とは何ぞや、外戚の害、宦者の害、地方割據の害、是あり、唐初天下を分ちて十道とふし、關内河内河東河北山南、隴右淮南江南劔南嶺南、關南刺史

看過

ノ

を置きて以て之を管し、別に都督を置きて以て其治道の善惡を察す、後都督の權重きを以て改めて十道の按察使を置く、是れ皆文官を以て州郡を統ふるものにして武權あるにあらざるあり、其武臣の掌るもの出征には則ち大總管あり、無事の時邊要を鎮守するには大都督あり、皆な人民を治むるものにあらざるあり、而して其の兵は之れを軍府に徵す、稱して府兵と云ふ、天下十道六百三十四の軍府あり、一府兵千二百人を出すものを上と爲し、千人を出すものを中と爲し、八百人を出すもの

を下と爲し、兵の戰事に任せざるものには假人を出すとを許す、事あれば則ち將に命して之れを率ゐしめ、事止めば則ち兵は府に散して而して將は朝に歸す、是を以て兵業を失はずして而して將帥兵を握るの重きなし、其京師を宿衛する地の遠近に因りて差別あり、是れ兵制の大要なり、唐初内侍省宦官の居る所にしに三品の官を置かず、宦官は唯々省て又た北司と稱す黄衣廩食門を守り命を傳ふるのみ、唐初外戚を以て國柄を執らしむるとおし、然らば則ち其制稍々密なりと云ふべし、然れども專制政治固執の害

鳥山曰、攻撃專制之言、又復發於此。

は後主の迂愚なるに發するを如何せんや、況んや創業の君先づ自ら之か端を發するをや、何ぞや、女禍是あり、唐室の起る婦人の事に於ては素より濫なり、蓋し高祖淵の兵を發して隋に叛する、實に隋の官人を容れたるを以て其罪を蒙むらんとを懼れたるあり、太宗の其弟元吉の妃を容れて己の妃と爲したるか如き、豈に亦た濫からずや、其餘の事想察すべきあり、此の風習宮圍の内に存するに於ては、後主の心を腐蝕すること驚くに足るべきものあるなり、且つ熟ら太宗の事業を察するに、虚飾

鳥山曰、王莽拙於虚偽者也、太宗巧於虚偽而殆極其妙者也。

に出るもの多し、其建成元吉を殺すや、高祖の乳を吮ひて號慟之を久うするが如き、其死囚を縦ちて明年を期して來らしめ、其來るに及ひて悉く之を赦すが如き、其七德九功の舞を作りて自ら其文勳武功を贊頌するか如き、其の二たひ宮女三千人を放ちて儉を示すか如き、一たび放ちたる後、尙ほ三千の宮女の放つべきありしならん、儉にあらざるなり、其の自ら國子監學校に至りて釋奠し、天下の名儒を召して學官とあし、後と雖も亦三千の放つべきありしならん、儉にあらざるなり、其の自ら國子監學校學舎を増築する千二百間、學生を増す三千二百六十員と云ふか如き、皆虚偽の美を以て愚人の贊

鐵腸曰、記者之
論太宗稍失於
一

歎を惹くの舉措にして、宏量大度の人の爲すべき所業とは見るべからざるあり、去れば能く名臣を用ふるの才ありと雖も、諫を納るゝ流るゝか如しと云ふと雖も、自ら精を勵まし治を謀ると雖も、其實は皆あ止むを得ずして之を爲すものと云ふべきあり、魏徵曰く、勉強受諫而終不平、とは能く其情を得たるものと云ふべきなり、
此の如き人は、唯々小才あるものを愛して篤實あるものに親しまざるものあり、故に其死に臨み太子に謂ひて曰く、李世勣才智餘りあり、然るに汝之

と思ふし、我今之れを黜けん、我死せば以て僕射と
かし之に親任せよ、若し徘徊願望せば則ち之を
殺すべしと、夫れ柔弱ある太子に遺るに徘徊願望
せば則ち殺すべしと云ふか如き、人物を以てした
るは豈に亦た危からずや、是れ決して將來を思量
したるものとは見るべからざるあり、
高宗の未だ位に即かざるや太宗の才人武氏に烝
す、登極の後之を昭儀とあし、遂に皇后王氏を廢し
て武氏を皇后となさんと欲す、褚遂良等諫む、李勣
曰く此れ陛下の家事何そ必ずしも外人に問はん

と、是に於て議遂に決し、是より天下の政悉く武后に出つ、嘗て后を立つるを拒みしもの皆を刑せられ、爾後朝廷復た敢て諫るものなし、李善感嘗て一たび諫む、世人鳳朝陽に鳴くと云ひしとを、内に淫風を養ひて而して太子に遺るに剛直の臣を以てせざりしは、是れ唐室破壊の端からざるべからざるあり、

高宗死し武氏太子哲を立て、帝とあし、其明年之を廢して廬陵王とあし、其弟且を立つ、且虚器を擁する七年、武氏之を廢して皇嗣となし、自ら帝と稱

す、唐の王族兵を擧げて之を討せんとするものあり、武氏乃ち大に唐の宗室を殺して殆んど盡せり、自ら璽と名け國を周と號し、其内行正しからざるを以て人の己を議せんとを畏れ、盛に告密の門を開き、酷吏を用ひ鍛鍊羅織して反逆を以て人を誣ひ、誅殺勝て數ふべからざるあり、然れども又人を用ふるの才あり、將相人を得たり、魏元忠、李昭徳、狄仁傑の輩は名相あり、璽の將に位を其姪武承嗣に譲らんとするや、仁傑從容として利害を説き廬陵王を召して立て皇太子と爲さしむ、唐室の亡ひさ

る實に仁傑の力あり、嗚呼則天武氏の出づるか加
 き誰れか豫め之を知るを得ん、然れども若し任す
 る所其人を得ば百の武氏あるも動かすべからざ
 るべし、然れば則ち唐室の破る太宗其責を免かる
 べからざるなり、況んや仁傑の出づるは太宗の豫
 め後嗣に貽せしにあらざして、實に武氏の自ら用
 ひたるものあるをや、夫の漢高の周勃をして子孫
 の用を爲さしめしとは、固より同一視すべからざ
 るあり、
 盧陵王立て天子となる、之を中宗とす、而して又た

韋氏の亂あり、王の房州にあるや自殺せんと欲す
 るもの數回あり、韋氏毎に之を慰藉して止めたり、
 故に上私に誓ふ異時幸に天日を見は惟だ欲する
 所禁せずと、是を以て復位の後韋氏亦た朝に臨み、
 政令に與かると武氏の高宗の世に於けるか如し、
 韋氏亦た内行治まらず臭聲大に起る、上稍々之を
 悟る、韋氏其發覺せんことを恐れ上を鳩殺す、相王且
 の子隆基厚く羽林の士に結ひ太宗驍勇を好み百騎
 となし、左右羽林に隸す、中宗之を萬騎となし、兵を起
 し、后及び其黨與を斬り、其父相王を立て、帝とさ

す、之を睿宗となす、帝の妹太平公主も韋氏を誅するに於て功あり、是を以て其權人主を傾け其門市の如し、太子の英武なるを憚り之を易んと欲す、名臣等の上を感悟するあるに因りて政事遂に太子に歸す、太子は則ち玄宗皇帝なり、斯く唐初の紀綱は武韋二后の爲に破壊せられ、唐室重きを天下に失ひたるを以て、玄宗の政事は十分之を修理せざるべからざるあり、然れども斯る伎倆は宗室の皇子に望むべからざるべし、是に於て乎唐初の制度に悖れる改革を行ひたり、

鳥山曰、遙應前段三弊、

將堂曰、遊宴談笑、而聽國事、於是乎、宦者始得用權、而賢良忠直之臣、無復所容、而亂階以作矣、

第一は宦官を重用せしと是れなり、二十史割記に曰く、高力士貴幸

の時の如き僥倖者一見を願ふと天人の如し、肅宗東宮にあり亦之に兄事す、諸王公主呼ひて翁となし、戚里諸家尊ひて爺といひ、將相大臣皆な之に由りて以て進むと、高力士は玄宗帝三品將軍に除し、且つ内侍省を知らしめし宦官なり、蓋し人主安逸を求むるときは自ら使役に便なる人を増さんと欲し、從ひて兵食の權を以て之に歸す、是れ國事を遊宴談笑の間に聞かんと欲し、將來の大患を招くを知らざるなり、唐書に曰く、宦官黃衣以上三千人、衣朱紫千餘人、其稱旨者輒拜三品將軍、列戟於門、其在殿頭供奉、委任華重、持節傳命、光焰股々、動四方、所至郡縣、奔走獻遺、至萬計、則

ち是れあり、第二は朔方隴右河東河西諸鎮に節度使を置き、數州を以て一鎮と爲し、節度使をして此の數州を統へ、州の刺史をして盡く其所屬たらしめしとあり、故に節度使多く、按察使、按撫使、支度使を兼ね、土地財賦甲兵の權を掌握するを以て、方鎮の勢漸く制すべからざるものとあり、然り而して京師の兵制は全く之に反せり、蓋し高宗武后の時より天下兵革を用ひざると久し、是に於て府兵の法寢く壞れ、其京師に番役更代する、多く時を以てせずして宿衛給する能はず、終に士を募りて宿

衛せしむるに至れり、之を長役宿衛と號す、後ち改めて彊騎と云ふ、彊騎の法又た廢し、徒に兵額官吏ありて而して衛佐悉く假人とあり、六軍の宿衛皆市人にして、富者は繒綵を販き、梁肉を食ひ、壯者は角觝、拔河、翹木、扛鐵の戲を爲して、以て時を消すと云ふ、都鄙の兵勢豈異ならずや、第三は揚貴妃の從祖兄揚國忠等を重用して、國政を輔けしめ、外戚を重用するの風を起せしとなり、去れば唐初稍々制抑を加へたる諸弊は此に至りて漸く其根蒂を固くせり、然り而して玄宗皇帝の遊惰心は直に

其惡を培養して十分に發育せしめたり、帝皇子壽王の妃揚氏の美、絶世無雙なるを悦び、壽王の爲に別に娶りて之を納る、之を揚大真と云ふ、是より君王一切の政務を擧げて李林甫に委し、而して宦者高力士常に帝に咫尺して相和黨す、弊習の日に長するを憂へざるなり、時に降將安祿山と云へるものあり、胡人なり、上其才を愛して之に節度使を授く、祿山鎮にあり、厚く上の左右に賂ひ、令聞日に達し、益々親重せらる、遂に入りて揚貴妃の兒となり、宮掖に出入し、通霄出せず、貴妃綵輿を作り、宮人を

鐵腸曰、紀事詳細似不得開化史之體裁

して之を昇はしめ、稱して祿兒を洗ふと云ふに至る、祿山の寵せらるゝ皇子と雖も及ばざるなり、尋て祿山又た出で、河東の節度使となり、蕃將を以て漢將に代らしめんと請ふ、上之を許す、三千匹を獻し、二十二の部將をして之を河南に送らしめんと請ふ、是に至りて上始めて之を疑ひ、使を遣はし、其獻を止む、祿山床に踞し拜せずして曰く、馬獻せざるも可なり、十月將に京師に至らんとすと、遂に所部の兵及ひ奚契丹の兵十五萬人を范陽に發し、引きて南に洛陽を陥れ、又た其兵を西して長安を

攻めしむ、時に承平日久しく百姓兵革を知らず、州縣風を望みて皆な降る、玄宗皇帝將に蜀に奔らんとす、將士憤怒し上に迫り、楊貴妃を殺して而して發す、天下遂に大に亂る、安祿山帝と稱する一年にして、其子安慶緒に弑せられ、安慶緒も亦た其將史思明に弑せられ、思明亦た其子朝義に弑せらる、唐の將軍郭子儀等九節度使の兵之に乗して戰ひしかば、長安を復し洛陽を復するを得たりと雖も、餘孽尙ほ滅せざる久し、此時玄宗既に位を太子肅宗に譲り上皇となる、宦者

李輔國權を専らにし上皇を西内に幽す、上皇疾みて崩す、帝亦た之を聞き遂に崩す、李輔國后を殺して而して後太子を引きて帝となす、之を代宗となす、内憂外患一時に破裂したるものと云ふべし、趙翼曰く、以女色起者、仍以女色敗、蓋し好評と云ふべきあり、

去れば安祿山の亂より以後、唐の天下殆んど傾廢したりといふも可あり、今ま其事實の梗概を知らしめんか爲に、左の一表を掲ぐ、

帝名	地方の事情	朝廷の事情
代宗	<p>賊將薛崇を以て相衛那貝磁等の州を鎮せしめ、田承嗣を以て魏博德滄瀛等の州を鎮せしめ、李懷仙を以て盧陵を鎮せしむ、朝廷兵革を厭苦し、無事を冀望し、因りて以て之に授く、諸鎮自ら軍援を爲す、故に河朔三鎮復た朝命の行はるゝ所にあらず、其將を養み租を徴し、其他一切の事皆な自ら行ふ所なり、淮西の將李希烈節度使を逐ふ、因て鎮を以て希烈に授く、(今の江蘇省)</p> <p>朱滔冀王と稱し、田悅魏王と稱し、王武俊は趙王と稱し、李納は齊王と稱し、滔盟主となりて孤と稱し、武俊悦納は寡人と稱す、李希烈反し、朝廷兩河に兵を用ふ、府庫支へず、涇原の節度使姚合言兵を將いて京師を過ぐ、朝廷師を痛ふに稠食粗菜を以てす、衆怒りて亂を爲し城に入る、大尉朱泚を奉りて主となす、上奉天に出奔す、朱泚大皇帝と稱す、李晟派黨李愬光兵を卒ひ泚を破る、上終に己を罪して天下に謝す、王武俊田悅李納表を上りて罪を謝す、</p> <p>李希烈大皇帝と稱す、李愬光反す、上梁州に出奔す、魏博の田緒田悅を殺して自ら軍府を領す、淮</p>	<p>帝即位の後宦者李輔國を誅したりと雖も、魚朝恩亂軍容宣慰使となり、専ら禁兵を總べ、勢朝野を傾く、國子監に判たり、鼎覆鉢を講じて宰相を護る、</p> <p>涇原の師起りし時、禁軍倉卒徵募に及ばざりしを以て京に還るの後、神策天威等の軍を以て護軍中尉中護軍等の官を置き、内官靈武場霍仙鳴等を以て之を主らしむ、是に於て禁軍全く宦者に歸す、其後樞密の職あり凡て詔旨を承受し王命を出納す、是に於て機務の重き又た參預す、是の二者極めて重要な地にして一あるも中外を制するに足る、況んや二者俱に其操る所なるをや、(二十二史劄記)</p>
德宗	<p>西の將陳仙奇李希烈を殺して降る、吳少誠仙奇を殺す、朝廷因て少誠を以て鎮を領せしむ、少誠反す、</p> <p>即位の後八月、位を太子憲宗に讓る、</p> <p>四川(蜀郡)の節度使劉闢、鎮海(揚州)の節度使李錡、靈州の留後楊惠林反す、皆斬らる、彰義の節度使吳元濟反し、兵を發して侵掠す、裴度曰く、淮西決して取るべし、終に十六道の兵を發す、二歳にして之を滅し、元濟を京師に斬る、</p> <p>在位四年記すべきよしなし、</p>	<p>憲宗の太子寧羈す、中尉吐突承璀豐王傅を立てんと欲す、俾母驕し乃ち塗土有を立て皇太子となす、憲宗崩す、宦者陳弘志承璀及び俾を殺して皇太子を立て、之を穆宗となす、上金丹を服して多躁なり、宦者陳弘志之を弑す、</p> <p>上遊戯度なし、性復た偏急なり、宦官動もすれば捶撻せられ皆な怨む、夜獵して宮に還る、宦者二十八人と飲み酔ふて室に入る、宦者之を弑す、絳王を立て、宦者王守澄禁軍を率ひて之を討し、江王を迎ふ、之を文宗となす、</p> <p>宦者の權人主の右に出づ、上、同平章事宋申錫と宦者を誅せんとを謀る成らず、申錫貶せられて死す、上又た宦者李訓鄭注等と宦者を誅せんとを謀る克たず、宦者等神策の兵を發して金吾の吏卒を殺し、宰相王涯賈餗符元輿等を執へ、踰ゆるに謀反を以てし之を腰斬す、是より天下の事一に北司に決す、宰相は文書を行ふのみ、</p>

順宗	穆宗	文宗
<p>西の將陳仙奇李希烈を殺して降る、吳少誠仙奇を殺す、朝廷因て少誠を以て鎮を領せしむ、少誠反す、</p> <p>即位の後八月、位を太子憲宗に讓る、</p> <p>四川(蜀郡)の節度使劉闢、鎮海(揚州)の節度使李錡、靈州の留後楊惠林反す、皆斬らる、彰義の節度使吳元濟反し、兵を發して侵掠す、裴度曰く、淮西決して取るべし、終に十六道の兵を發す、二歳にして之を滅し、元濟を京師に斬る、</p> <p>在位四年記すべきよしなし、</p>	<p>憲宗の太子寧羈す、中尉吐突承璀豐王傅を立てんと欲す、俾母驕し乃ち塗土有を立て皇太子となす、憲宗崩す、宦者陳弘志承璀及び俾を殺して皇太子を立て、之を穆宗となす、上金丹を服して多躁なり、宦者陳弘志之を弑す、</p> <p>上遊戯度なし、性復た偏急なり、宦官動もすれば捶撻せられ皆な怨む、夜獵して宮に還る、宦者二十八人と飲み酔ふて室に入る、宦者之を弑す、絳王を立て、宦者王守澄禁軍を率ひて之を討し、江王を迎ふ、之を文宗となす、</p> <p>宦者の權人主の右に出づ、上、同平章事宋申錫と宦者を誅せんとを謀る成らず、申錫貶せられて死す、上又た宦者李訓鄭注等と宦者を誅せんとを謀る克たず、宦者等神策の兵を發して金吾の吏卒を殺し、宰相王涯賈餗符元輿等を執へ、踰ゆるに謀反を以てし之を腰斬す、是より天下の事一に北司に決す、宰相は文書を行ふのみ、</p>	<p>憲宗の太子寧羈す、中尉吐突承璀豐王傅を立てんと欲す、俾母驕し乃ち塗土有を立て皇太子となす、憲宗崩す、宦者陳弘志承璀及び俾を殺して皇太子を立て、之を穆宗となす、上金丹を服して多躁なり、宦者陳弘志之を弑す、</p> <p>上遊戯度なし、性復た偏急なり、宦官動もすれば捶撻せられ皆な怨む、夜獵して宮に還る、宦者二十八人と飲み酔ふて室に入る、宦者之を弑す、絳王を立て、宦者王守澄禁軍を率ひて之を討し、江王を迎ふ、之を文宗となす、</p> <p>宦者の權人主の右に出づ、上、同平章事宋申錫と宦者を誅せんとを謀る成らず、申錫貶せられて死す、上又た宦者李訓鄭注等と宦者を誅せんとを謀る克たず、宦者等神策の兵を發して金吾の吏卒を殺し、宰相王涯賈餗符元輿等を執へ、踰ゆるに謀反を以てし之を腰斬す、是より天下の事一に北司に決す、宰相は文書を行ふのみ、</p>

武宗

昭義(山西省にあり)の節度使劉從諫卒し姪植自ら軍府を領す、李德裕同平章事たり、謂ふ澤潞の事體は河朔三鎮と同じからず、河朔は累朝之を度外に置く、澤潞は近く心腹にあり、若し因て之に授けば威令復た諸鎮に行はれずと、遂に三鎮の兵を朝廷遣る所の行營の兵を以て之を討す、河東の都將楊辦又た亂を爲し節度使を逐ふ、宦者馬元實をして曉諭し且つ之を解はしむ、元實賂を受けて還り兼中に於て大言す、相公宜く早く之に節を興ふべし、牙門より柳子に至る十五里地に光明甲を曳く、之を如何ぞ之を取らん、德裕又た曰く、微賊決して恕すべからず、如し國力支へずんば寧ろ劉植を捨てん、二鎮皆な平らぐ、

文宗嘗て敬宗の子成美を立て太子となす、崩するに臨み圖を監せしめんを欲す、宦者以爲らく立つと己れに由らすと、乃ち穆宗の子漑を立て太子となし、成美を殺して而して位に即かしむ、

宣宗

徐州(江蘇省にあり)の賊龐勛起る、是より先き南詔、大理皇帝と稱し兵を擧げ入寇し播磨交趾を陥る、徐泗に殺して桂州を成せしむ、期を過ぎて代らず、終に亂を作し諸郡を陥る、沙陀の李國昌に勅し之を伐たしむ、助敗死す、國昌を以て大同軍の節度使となし、又た振武の節度使となす、大同振武皆な山西省の北部にあり、

宣宗は憲宗の子なり、幼なるとき不慧なり、文宗好みて其言を誘ひて笑を爲す、宦官輩を禁中に定め之を立つ、先帝愛王漑を以て皇位を繼がしめんを欲す、宦者輩を矯けて帝を立つ、

僖宗

此時に當りて年毎に兵を用ひ賦歛愈々急なりしかば、百姓流離淨し所在聚りて盜を爲す、潯州の人王仙芝起り、曹州冤句の人黃巢之に應ず、窮民之に歸すると市に歸するが如し、仙芝敗れ黃巢勢盛なり、鄆沂淄を陥れ宋汴を掠め、宣州に寇し廣州を陥れ、江を渡り又た淮を渡り、申州を陥れ、蔡州を陥れ、又た淮都を陥れ引きて而して西し、潼關に入り長安に入る、上、蜀に出奔す、巢大齊皇帝と號す、朝廷沙陀の李克用を魏州に召し賊を討せしむ、克用頻りに黃巢の兵を破り長安を復す、終に巢を追ふて汴州に殺す、巢の將朱全忠、州を以て降る、因りて宣武の節度使となす、全忠克用を館し酒に乗じ之を殺さん欲す、克用逃れて晉陽に歸る、朝廷の全忠を罪せざるを怨み、兵を引きて河中に赴く、京師震恐す、上、鳳翔に奔る、天下大に亂る、朱全忠洛陽に營し駕を迎へ、天子を挾みて諸侯に令するの志あり、同平章事崔胤之を招く、是に於て兵を擧げて來る、宦者韓全誨等上を劫して鳳翔に如かしむ、全忠之を圍み悉く宦者を殺し、黃衣の幼弱なるもの三十八人を存して酒掃に備ふ、全忠上を洛陽に移し尋て之を殺す、

宦者劉行深韓文約帝を立つ、上の蜀に奔るや、宦者田令孜之を挾む、自ら以て功となし、權己れより出づ、

哀帝

宦者帝を立つ、宦者劉季述諸王十一人を圍殺し、上を少陽院に幽し、太子裕を立て、同平章事崔胤神策の將に説きて季述を討す、宦官胤を去らんを欲す、

朱全忠帝を立て、帝に迫りて位を讓らしむ、尋て弑せらる、

代宗より以下諸帝治世の事情實に如此くなりき、抑、河朔三鎮とは素と安祿山の割據せし所にして、

一は魏博、天雄軍今の直隸大名府なり、貝博、魏相、衛、磁、洛の七州を有す、

系傳 田承嗣、悦緒に殺緒、季安、懷謙、弘正害せ布衆亂れて史憲誠、何進滔、弘敬、全皞衆に殺韓君雄、簡、樂彦禎衆に殺趙文珩同

羅弘信、紹威再傳し

一は鎮冀成德軍今の直隸正定府なり、恒定、易、趙、深、冀の六州を有す、

系傳 李實臣、維岳殺さ王武俊、士真、承宗、承元、庭港、元達、紹懿、景崇、鎔衆に殺、

一は幽州、盧龍軍今の直隸順天府なり、又た范陽と稱す、幽、薊、營、平、涿、莫、檀、嬾、瀛の九州を有す、

系傳 李懷仙朱希彩に殺朱希彩衆に殺泚、滔、劉怦衆に殺濟、總衆に殺總、張弘靖、朱克融衆に殺李載義楊之を揚志誠衆之を史元忠衆に殺張仲武、直方、張允仲、簡會、張公素李之を李茂勛、可舉李全忠に李全忠、匡儔、劉仁恭

以上河朔三鎮の系傳なり、其組織全く軍人政府にして、人望あき、將帥は直に追逐殺傷せらる、然れども朝廷より其權を殺がんとせば、直に團結して之に抗するなり、其餘に左の諸鎮あり、

平盧、淄、青、淄、青、齊、海、登、華、沂、密、曹、濮、兗、鄆、十二州を有す、今の山東

省なり、

系傳 侯希道李に逐李正巳、納師古、師道、

滄景、橫海軍、滄景、德棣の四州を有す、今の直隸省河間府なり、

系傳 程日華、懷直、懷信、權以下四人鄭權、烏重胤、杜叔良、李全畧、同

捷、

（蔡州）彰義軍、申光、蔡の三州を有す、今の河南省にあり、

系傳 李忠臣、李希烈反して陳仙奇吳少誠に吳少誠、少陽、元濟、

（澤潞）昭義軍、鄆、刑、潞、洛、磁の五州を有す、今の山西省にあり、

系傳 薛嵩、蒙以下皆李承昭、李抱真、王延貴、李長榮、盧經史、李元勳、

悟、劉從諫、橫、

宣武軍、汴、宋、毫、賴の四州を有す、今の河南歸德府なり、

系傳 劉玄佐賜せ士寧李に逐李萬榮遁らるへ董晉、韓弘、李愿、容、韓

充、董晉以

唐書に曰く、方鎮相望於內地、大者連州十餘、小者猶兼三四、故兵驕則逐帥、帥強則叛上、或父死子握其兵、而不肯代、或取捨由於士卒、往々自擇將吏、號爲留後、以邀命於朝、天子顧力不能制、則忍恥含垢、因而撫之、謂之姑息之政、蓋姑息起於兵驕、兵驕由於方鎮、姑息愈甚、而兵將愈俱驕、由是號令自出、以相侵擊、虜其將帥、并其土地、天子熟視、不知所爲、反爲和解之、莫肯聽命、始時爲朝廷患者、號河朔三鎮、及其末、朱全忠以梁

兵李克用以晉兵更犯京師而李茂貞韓建近據岐華
 妄一喜怒兵已至於國門天子爲殺大臣罪已悔過然
 後去及昭宗用崔胤召梁兵以誅宦官而劫天子天子
 奔岐梁兵圍之逾年當此時天下之兵無復勤王者嚮
 之所謂三鎮者徒能始禍而已其他大鎮南則吳浙荆
 湖閩廣西則岐蜀北則燕晉而梁盜據其中自國門以
 外皆分裂於方鎮矣故兵之始重於外也土地民賦非
 天子有既其盛也號令征伐非其有又其甚也至無尺
 土而不能庇妻子宗族遂以亡滅と能く其事情を盡
 せりと云ふべきあり、

鐵鵬曰以君主
 聰明歸之內外
 事情卓識々々

外には此の如き強鎮あり内には彼の如き宦官あり、
 是を以て唐の天子は漢代の諸王の如く迂愚なるもの
 にあらざりき譬へは代宗の如きは賢相楊綰の早死せる
 を痛悼して曰く天乎不欲朕致太平何奪朕楊綰之速也
 と德宗に於ては史に稱す上勵精求治と憲宗の如きは
 史に稱す武之衡李吉甫裴垪李藩李絳皆賢相なり崔
 群白居易等の如き讜々として直しと文宗嘗て近
 臣に問ふ朕何如周赧漢獻對者憮然たり上曰く赧
 漢獻受制強臣今朕受制家奴殆不如也と武宗に於て
 別に記するなしと雖も

李德裕を用て大に帝室を強ふす、宣宗政を執る明敏にして、令孤絢相となる十年、最も恩遇を受く、然れども事を奏する毎に、未だ嘗て汗の衣を沾ほさざるあらずと云ふ、昭宗の洛陽に移るとき侍臣に謂て曰く、鄙語云、紇干山頭凍殺雀、何不飛去生處、樂朕今漂泊不知竟落何所、と嗚呼此等の言行を考ふるに、此の諸帝は木偶人と一般なるものにはあらずりしなり、然れども内憂外患の爲に煩はされて、常に狼狽を窮め終に亡滅に至る、豈哀しからずや、畢竟唐祚の二百九十年の久しきを保ちたるも、玄

鳥山曰、恒言又發於此、

宗より以降は一統の治ありとは爲すべからざるなり、專制政治を以て永く太平を致さんと欲するは爲し得べきの事にあらざるべし、

第十一章 五代

唐の亡びし後藩鎮愈よ勢を得て天下復た分裂せり、其交々帝となるもの五代、曰く梁、曰く後唐、曰く晋、曰く漢、曰く周、故に支那史此時を稱して五代と曰ふ、皆な藩鎮の勢を得たるものなり、此時に當りて帝王は藩鎮を制する能はず、鎮將は其部下を制

鳥山曰、狀得甚奇、

する能はずして、帝代の興廢する恰も泡沫の小なるもの膨脹して、爲めに大なるもの破裂するど一般なるものなり、去れば梁の唐を奪ふに當りて唐の晋陽の節度使（此時王儼を受く）之に服せず、其兵勢漸く盛んなるに及ひて遂に梁を滅したるもの是れ則ち後唐あり、後唐相傳へて潞王從珂に至り、河東の節度使石敬瑭契丹の兵を借りて之を滅したるもの是れ則ち晋なり、晋の二世契丹に禮せざりしを以て契丹主怒りて晋を滅するに及ひて、河東の節度使劉知遠帝位に即きたるもの是れ則ち漢なり、

鳥山曰、軍人難制一語、真中病之言、

漢室相傳へて隱帝に至り、軍人等將軍郭威を擁立して帝位に即かしめたるもの是れ則ち周なり、故に五代の時に當りては節度使たるもの我心腹の將卒たりと雖も、實は制すべからざるものなり、其人の制し難きにあらざるなり、其軍人の制し難きなり、然り而して其災特に帝室更替の時に發せしにあらざり、一代の中に於ても尙ほ數多の騷擾を來たせしあり、譬へば後唐の莊宗魏博（鎮名）軍の歸朝を止めし時、軍人等怒りて明宗を奉じて帝となしたるが如き、後唐の閔帝位に即き潞王從珂城に據り

て命を拒みたる時、王師却て從珂を奉じて帝となしたるが如き、則ち是なり。是れ特に天子に止まらず、梁の時淮南の將吏揚隆演を推して將とさせしが如き、後唐の時閩人其王璘を殺して而して其子繼鵬を立てたるが如き、晋の時吳の徐知誥の吳に代りたるが如き、漢の時楚王馬希廣の兄希萼希廣を殺して而して自立したるが如き、周の時楚の將士希萼を廢して而して希崇を立てたるが如き、皆な鎮將若くは諸王の其下士に殺され若くは擁立せられたるものなり。

天雄軍の亂に軍人等其節度使樂彥貞を囚へ、其子を殺し聚りて而して呼びて曰く、孰願爲節度使者、と羅宏信出で、之に應ず、牙軍遂に推して留後とあす、趙在禮の逼られて反するや、唐の莊宗の時軍士皇甫暉、軍將楊仁叟を劫かして帥となす、仁叟從はず、暉之を殺し、又た一小校を推す、小校從はず、亦た之を殺し、二首を携へ在禮に詣りて曰く、不從者、視之、在禮已むを得ず、之に従ひ其帥となる、此類の事一にして足らざるあり、蓋し唐の中葉より以後、河朔三鎮亦た天子の命を

鐵鵬曰五代之
紛亂一言以蔽
之曰兵隊政治

奉せず皆自ら其節度使を選り是れ本と安祿山
に従ひて反したる兵にして唐に降りたるは實は
構和したると一般なれば朝廷の威令其鎮内に行
はるゝ能はざりしなり其交替とに朝廷中使を遣
はして旄節を授くるの禮ありと雖も其實は虚禮
に過ぎず騷亂の數々起るや此の如き風習は施さ
て他の藩鎮に及べり是れ實に唐室の傾覆せし所
以にして五代の時に至りて遂に天子を廢立する
に至るの根元なり清の趙翼其理由を論じて詳か
かり其要略に曰く藩鎮を擁立すれば則ち主帥之

を徳とし之を畏る旬犒日宴驕子に奉するが如し
法を犯すものありと雖も敢て問はず天子を擁立
すれば將校皆な超遷を得軍士又た賞賜剽掠を得
と蓋し軍人勢を得其將を替へ其主を易ふるが如
きに至りては規律立たず命令行はれず一に其暴
横に任せざるべからざるあり藩郡の將吏皆武
人にして暴刑濫殺し租税を苛徴し貨財を剽掠す
人民の其下に立つもの豈に其れ耐ゆべけんや趙
翼此時を評して開關以來の一大劫運と云ふ誣言
にあらざるなり

然るに軍人驕傲の勢は周の世宗の時より漸く衰滅に向へり、世宗の時劉崇帝を晋陽に稱し、契丹の兵を借りて周を滅せんとせり、世宗英邁にして自ら將として之を防ぎ、矢石を侵して督戦し、大に北漢の兵を敗れり、是に於て驕將情卒を收め之を責めて曰く、汝輩非不能戰、正欲以朕爲奇貨、賣與劉崇耳、と悉く之を斬る、是より軍人等大に懼れ天子の命に抗するとなく、漸く鎮制するを得るに至れり、世宗兵を四方に出して大に帝室を強うしたり、然れども軍人天子を擁立するの氣風は全く滅せざ

るかり、是を以て世宗既に死し、太子恭帝七歳を以て天子となるに及ひ、軍人等歸徳の節度使趙匡胤を推して帝とふせり、之を宋の太祖となす、宋の太祖終に軍人を制するの功を全うせり、

瀏覽到此、通考前篇、本書專論治亂之大綱、不記瑣屑之事、所異于尋常支那史、實在于此、然所記特在政治上、而不涉一般社會之事、稱曰開化小史、恐名過其實、改爲政綱小史、如何、敢質諸田君、

鳥山 島田三郎 妄批

鉉曰、開化史者記社會大事者也、當時之大事、蓋非、

如此者乎

第十二章

宋の初めより其亡ふるに至る

宋の太祖趙匡胤の歸徳の節度使を以て天下を得たるは、實に前代の諸帝の如く軍人の推す所となりしなり、軍人の之を推す所以のものは何ぞ、其報賞を得んが爲めなり、故に軍人に推されて而して軍人の權を殺がんとは甚だ難かるべし、後唐の明宗に賢君と稱する所なり、然れども其推す所の趙在禮を以て滄州の節度使となし、皇甫暉を以て陳州の刺史となせり、周の太祖の如きは史に明君と稱する所なり、然れども其推す所の王峻、郭崇を以て亦節度使となせり、

蓋し當時軍人を賞するに絹錢を以てし若くは割掠を許したりと云ふ、畢竟將校軍人等が天子を擁立する所以のもの、此賞を得んが爲なり、然るに宋の太祖は終に能く軍人の權を殺けり、其手段果して如何ぞや、

史に稱す、宋の太祖趙普の計を用ひて能く節鎮を制したりと、今ま其記する所に因るに、太祖嘗て趙普に問ふて曰く、吾天下の兵を息めて國家長久の計を爲さんと欲す、其の道如何と、普對へて曰く、唐季以來帝王の數々易るは節鎮太だ重く君弱く臣強きに由るのみ、今ま其權を奪ひ其錢穀を制し其精兵を收めば、則ち天下自ら安からんと、又曰く、殿

前の帥石守信等皆統御の才にあらず宜しく他職を授くべしと是に於て太祖悟り守信等を召し宴酣なるとき左右を屏けて謂ひて曰く我汝が曹の力にあらざれば此に至らず然れども未だ嘗て枕を安せざるなりと守信等頓首して曰く陛下何爲ぞ此語を出たす天命既に定れり誰か敢て異心あらん太祖曰く汝が曹異心なしと雖も麾下の人富貴を欲するをいかん一旦黄袍を以て汝の身に加へば爲すを欲せずと雖も其れ得べけんやと皆頓首して泣きて曰く臣等愚にして此に及はず惟

鐵腸曰承五代
兵隊政府之後
談笑而解武人
兵權宋太祖之
創業真不容易

々陛下哀矜して生くべきの途を指示せよ太祖曰く人生白駒の隙を過ぐるが如し富貴を好む所以のものは多く金錢を積み厚く自ら娛樂し子孫をして貧乏あからしめんと欲するに過ぎざるのみ汝が曹何ぞ兵權を釋き去りて出て大藩を守り便好の田宅を擇みて子孫の計を爲さざる多く歌童舞女を置き日に飲酒相安んずる亦た善からずや皆拜謝して曰く陛下臣等を念ふと此に至る所謂死を生かし骨に肉する也と明日皆な疾と稱して罷めんとを請ふと蓋し茲に記する所の如くは

其方法極めて簡單にして、且つ容易なるものなりしが如し、且つ趙普の言ふ所も尋常にして太祖の如き人が之を聞きて始めて悟りし程の事とも見え、又た太祖の將士に語りし所も亦た此一言を以て軍人組織を解き得る程の力あるものとは見るべからざるなり、蓋し軍人組織の有害あるとは五代の帝王たるもの誰れか之を知らざらん、然らば太祖の如き舉に出では何人も能く之を行ひ得る乎と云ふに、恐らくは能はざるべし、然らば則ち其手段尋ねざるべからざるなり、

蓋し太祖は周の世宗に仕へたる頃よりして、將士の懾服する所たりしは史に明記する所あり、世宗の軍人專横の弊を除きたるは太祖の力極めて居多かり、故に假令將士に推されて天子となるべきと雖も、其關係決して前代の天子の如きにあらざるとは辨を要せざる事なり、然れども此一事を以て能く將士の兵權を解き得べきにあらず、熟々史に就きて其手段を尋ぬるに、多く俸給賞祿を與へ之をして富貴に安せしめ、其甘心を得て以て兵權を解かしめたるもの、如し、太祖の所謂富貴を好

む所以のものは、多く金銭を積み厚く自ら娛樂し
 子孫をして貧乏なからしめんと欲するに過ぎず
 と云へるは、即ち是なり、
 其結果や官吏の俸給を増加し之をして其職に安
 んぜしめざるべからず、眞宗の時、揚億疏を上りて曰、
俸也、不能致九人之飽、不及周之上農、其祿也、未嘗有百石
之入、不及漢之小吏、若乃左右僕射、百僚之師長、位莫崇焉、
月俸所入、不及軍千夫之帥、甚可駭也、豈稽古之意哉、
此疏の如くは、宋の俸祿極めて薄かりしか如し、
雖も、十二史割記に因るに、其厚蓋し宋の祿制の厚き前後
朝見ざる所なり、又た祠祿と云へるものを設け致
 仕者に給す、職を罷むるもの大約皆之を給せら

るゝあり、又た蔭子の制あり、文武の臣は其職位の
 高卑に準して子孫親族異性の親門客等を蔭すべ
 くして、功臣の死するや官を得るもの數十人あり、
 終に職に在る三年のもの其子を蔭するを得たり、
 又た宋の恩賞極めて厚く功臣の病み若くは卒す
 る必ず恩賞あり、當初節度使とあり出て、大藩を
 鎮するもの皆か巨万の賞賜を得たり、又た宋に郊
 祀の典ありて三歳とに一親郊す、其時賞賚の費極
 めて夥しと云ふ、此の事情を推考するに太祖の軍
 人組織を打破したる政畧大約推知するを得べし、

厚祿重賞を以て其心を攬り之をして富貴の重んずべきを知らしめ、以て暴横の氣を制御したるものにあらずや、蓋し軍人組織は一盃酒の間に滅絶すべきにわらざる也、然り而して此手段は特に己を奉して天子となしたる軍人等に施したるもの耳にわらず、降王の子弟親族亦た此手段を以て籠絡せられたり、太祖周の禪を受けて而して周の子孫鄭王となりて終を全くし、蜀を亡はして而して其主孟昶、秦國公に封せらる、南漢を亡はして而して其主劉鋹、恩赦侯に

鐵腸曰、此論見鼎軒卓識、支那歷代論者、決不能夢想

封せられ、南唐を亡はして而して其主李煜、違命侯に封せらるゝ如き、以て其大要を知るを得べし、然り而して其臣下も亦た皆其職位を得たるが如し、是を以て唐末以來深く社會に浸染したる軍人組織を一掃するを得たるなるべし、然りと雖も、此時に當りて外部の事情も亦た軍人組織を廢絶するに於て與りて力ありき、其は遼即ち契丹の強大を致したると是なり、太祖の時北漢大原に據りて宋に抗せり、太祖之を責むると再三に及べども、遼の救援あるに因りて之を滅すると

を得ず、太宗次ぎて立ち遂に能く之を滅すと雖も、遼と戦ふに及びては一步を加ふる能はざる也、蓋し太祖太宗の間遼と戦ふと數回、皆な大敗せざるなし、宋の初功臣四方を征伐して軍功あるものも、遼と戦ふに及びては志を得る能はざりき、太宗の死に際して遼の兵既に河朔諸州を陥れ、眞宗の即位に及び遼兵大擧して入寇し、都を遷すの議あり、遂に歲賂絹二十万、銀十万を以て和議を定めたり、眞宗の封禪を事としたるは契丹天地を祭るの習あるに因り、之を以て其敵愾の氣を消せん

とを庶幾したるに出つと云ふ、宋史 仁宗立つに及び大夏の兵強くして西邊多事なり、宋之と戦ひて大敗し、遼亦た使を遣はして關南の地を求む、是に由りて又歲賂の數を増して和議を定む、而して遼常に南下の勢を示せり、此の如く強敵北西の二方に興りたれば、人々心を一にして共同の敵に向ふの念を發せざるべからず、則ち名利を懷ふの武夫も是に至りて天子を擁立し、賞賜を貪はらんとを願はずして、國力を強くし、外國の侵略を防がんと、の念を發すべく、天子も亦た遊惰に流れずして能

く志士に下り其説を容れ其策を行ひ、之に高位高官を與へて國家を保護せんと勉むべく、從ひて民間の志士も亦た愛國の情と名利の心とに激せられ、滿腦の精神を盡して國家の利害を討究し、之を以て高位高官に上らんと欲するものあるべし、是を以て宋の一代を通覽するに、天子にして國事に關して意見あるの人多く、權臣にして門地と寵幸とに因らずして、國事を處するの議論行はるゝと行はれざるとに因りて進退するもの多く、民間の學者にして政事社會の大理に通じ適切ある議

鐵鵬曰、歷代言論之盛、無若宋者、然且不能利國家、到底專制政治、非國民福也。

論をなすもの多かりしが如し、是れ蓋し敵國外患の強かりしより發したる結果ならざるべからざるあり、斯く觀察し來れば外患の強きと俸祿の多きとは、宋に於て軍人組織を一掃し政論の自由を開きたるの益ありしゆえ、國民は之が爲に利益したりし乎と云ふに、決して然らざりしが如し、何と云はれ此二者共に政府をして國民より重税を徵收せざるを得ざらしむるものなればなり、加之ならず專制政府に於ては政論の自由ありと雖も到底利益

ある結果を得る能はざるが如し、何となれば其勝敗を決するものは則ち天子の意見あれば、天子の意見を變ずる乎又たは天子を代へざる以上は之を行ふ能はされはなり、故に種々の忿怨各黨派の内に發し鬱結して解くべからず、殆んど外患を忘るゝに至るが如きとあり、是れ宋史を讀むもの、能く認むる所なり、
初め太祖繚帛二百万を積みて幽薊を取るの資となし景福殿に儲へたり、故に後王常に此目的を遂げんと欲せしかども之を達する能はず、神宗位に

即くに及びて大に武を用ひ邊を開き功業を立てんと欲す、而して朝臣亦た其見る所を以て國事を經營し富強を計らんとする人あり、王安石是なり、是に於てか神宗大に安石を用ひて盛んに新法を行へり、其法の重なるものを青苗、市易、保甲、保馬とす、青苗とは青苗の時に當りて貨幣を農夫に貸付し、利息三分と共に秋穫の時に當りて收むるなり、市易とは京師に市易務を置き、官錢を出して商業を營み以て利を得んとするあり、保甲とは十家を保とし、五十家を大保となし、十大保を都保とな

し、衆の服する所のもの二人を以て都保正副となし、凡て保丁には自ら弓箭を置き武藝を習ふを聽したるものなり、保馬とは五路の義保馬を養はんを願ふものには官より馬若くは其價を給し、歳とに其肥瘠を閲し死病するものあれば補償せしむるの法なり、其他均輸募役等の法わり、要するに皆な政府を以て商業に干渉し、其利を以て國庫を富まさんと欲し、人民の組合を立て兵を習はし以て兵力を強くせんと欲するに過ぎず、安石此法を以て偉大の結果あるものと爲し、賦を加へずして

鐵鵬曰、立法者不可不思考行其法者爲何人、與利器於小兒、不殺人者鮮矣、是余之素論也、安石之新法其主意太佳、奈何、立法者不得其人、

上用足ると誇稱したれども、政府の得たる利は社會の失ふ所なれば、實は賦を加へたると同一にして、決して無より有を生したる如き奇法あるにあらず、況んや政府の此等の事を行ふや、決して冗費と失策とを免かるゝ能はざるをや、畢竟經濟の眞理、社會の眞狀を解せざるに坐するのみ、蘇轍之を論じて曰く、以錢貸民、吏緣爲姦、錢入民手、雖良民不免妄用、及其納錢、雖富民不免違限、鞭筆必用、州縣不勝煩、と能く其弊を論じたるものと云ふべし、是に於てか天下騷然として、國嘗て富まず、兵嘗て強から

ず、徒に民人を擾亂して止めり、蓋し國事の急あるに當りては近眼なる政事家往々此類の舉措に出づるものあり、是れ國を益せずして却て之を害す、戒めざるべからざるあり、

此の如き新法は非常の反對論を喚起すると必然なり、劉琦、范純仁、司馬光、程顥、呂公著、蘇軾、蘇轍、楊繪の輩は最も之に反對したるものなり、呂惠卿、韓絳の輩は安石を奉じて之を行ふものあり、然り而して此爭論を決すべきの人は、則ち新法の賛成者たる神宗なるを以て、反對論者は悉く廢竄せられた

鐵鵬曰、敗潰宋
天下者在朋黨
安石之變法固
過激、司馬光之
改之亦過激、使
光無朋黨心新
法之結果或有
可見者矣、

り、是より其争は次第に議論の争たらずして人物の愛憎となり、神宗の崩後哲宗徽宗の間此二黨の争ふ所は、互に其品行の汚點を彈劾して以て之を倒さんとするに歸し、其政權を得るに及びて爲す所は、前人の政治を轉倒し其榮爵を追奪し、其反對の黨類の朝廷にあるものを排斥するとのみありき、若し此干涉自由の二論をして海關稅の存廢の如きものならしめば、其の變更の數々あるも産業に影響する所は一部の人に止まるべけれども、青苗保甲の如き人民一般に直接するものにして、之

將堂曰、社會上流之人、可勉協和、苟不然、則末輩互罵、詈譏、遂至不可彌縫、是實爲確言、視今日我邦之情景可知也。

に貨幣を貸與し其財産を檢査し之より利息を徴收するが如きものあれば、其存廢は非常の紛亂を發出せざるべからざるなり、此際又た經學上に於ても議論分かれて三派とあり、洛黨川黨朔黨是かり、此等の黨派は互に其私行を攻撃するものたるを以て乖裂愈よ甚しかりき、蓋し社會上流の人は勉めて相協和せざるべからず、苟も互に相忿怒せば之に屬する弟子末輩は、更に一層忿怒して罵詈譏を極め彌縫すべからざるに至らしむるなり、宋の諸黨凡て此弊ありしが如し、

是時に當りて外部の勢力は愈よ強大となれり、交趾は南部より入寇し稱して中國の民新法の爲に苦しむを救ふと云へり、夏は西方より入寇せしを我兵伐ちて大に敗れたり、遼又た北方の境を争ひ河東の地七百里を奪へり、此等の爲に國庫消耗し財政日に縮まりたり、而して宋の力をして最も薄弱ならしめしは新法に因りて人民の財産を混亂したるとなり、其例證一々枚擧す可らず、當時新法を施行せんが爲に地方に巡行せし官吏が人民の忿怒を蒙りし事情を見て概察するを得べきあり、

是に因りて宋終に國を富ますを得ず、兵を強くするを得ずして益々貧弱に陥れり、然るに此時宋の爲に最も幸ありしは遼柔弱になりしとかり、遼の燕京に都する殆んど二百年、遼の大三年、燕京に都せしより、其滅亡に至るまで二百年なり、其支那專制の習氣に燻染し、文弱に流れて腐敗の分子を吸収したると一日にわらざるあり、遼の君臣詩賦書畫に工なるもあり、大家高樓の美を知るものあり、驕奢放逸の樂を解するものあり、是を以て其兵力漸く解弛するに當りて、遼東黑水に居る肅辰の遺種女眞と云へ

鐵腸曰、北人入中部、盡化為文、弱亦奇怪現象、西哲孟氏已論之、是亦支那歷史論中之一疑問、

るもの起れり、其の兵鋒猛烈にして向ふ所擊破せざるかし、瀕りに遼の兵を敗り五年にして殆んど燕京に迫まれり、其首長阿骨打皇帝の位に涑流河上に即き、國を金と號して威を北方に輝かせり、是に於て遼亦た従前の勢力を失せり、宋之を聞き燕を復せんと欲し、金と約して狹みて遼を攻めたり、然れども遼の弱きも其弱き度未だ宋の如くからざるが故に、宋の師悉く遼の爲に敗られ、一步も遼に加ふる能はず、而して金の師は長驅して燕京に入り、終に遼を亡ぼせり、故に宋に於て北敵の弱か

りしは誠に暫時の事にして、更に猛烈なる隣國と接することゝなれり、
金は既に十分宋の弱きを知りしを以て遼を亡ぼして後、直に宋に向ひて歳幣を徴し之をして地を割かしめ、且つ更に長驅して南に下り、直隸山西山東の地を取り、終に汴京を陥れ、徽宗欽宗を執へて北に去れり、是に於て中原悉く金の有となりて、高宗南京に立つ、然るに金又た南京を取りしかば、高宗更に杭州に遷る、之を南宋と云ふ、金、遼を亡ぼしてより中原を一統するの間僅に一年のみ、其兵鋒

の鋭なる驚くべきものあり、此の際宋に於ては和戦の得失遷都の利害等重大の問題なりしが、辨論の際汴京は既に陥り、皇帝は擒となり、中原は敵の有に歸せり、金の將士矢石を侵して進み、死を見るに歸するが如し、蓋し北方沍寒の地に於て養ひたる勇氣を以て支那内地文弱の人に加ふ、其敵す可らざる知る可き也、然るに金既に中原を得南京を陥れたる後は、其望既に足りて敢て南下せざりき、高宗即位の初に於ては中原を復し國讐を報せんと務めたれども、毎戦志を得る能はざりしを以て、

遂に和を主とするに至れり、十八史畧曰、自建炎以來、無歲不遣使直願去尊號、

奉其正朔、比於其藩臣。

然るに此の如き事件は宋朝の未だ甚だ衰へざる時に發したるを以て、憂國の志士等、和議を以て汚辱と爲さざるものなし、志かのみならず、當時眞に身を以て國に許すの人ありて、金の偏隊孤軍を要撃し、一時の勝利を得たるともなきにしもあらず、且つ和議を以て國を保たんと欲するが如きは事の最も覺束なきものにして、決して熱心なる主戦論者に答ふべきの理由なかりしとは辨を待たざ

るとなり、然れども戦へば則ち中原を復するを得るや否や、然らざるも尺寸の地をも利するを得るや否やと云ふに、其能はざるも照々たり、南宋の初には河南陝西等尙ほ其有なりき、其金に入るや、是實に主戦論の結果なりき、畢竟南宋の命運は戦ふも亦た敗れ、戦はざるも亦た敗るゝの場合に傾きたりしなり、唯我より戦を求むれば其災急にして、彼の來るを待ては其災稍々緩ならんとは、和議を主とするものゝ心に頼みし處なるへし、其間豈に正邪忠奸あらんや、

鐵腸曰此段談
論基於二十二
史劄記劄記多
卓論而宋史一
卷殊妙讀者宜
參考

然りと雖も、國を憂へ君を思ふの人にして政事の局面に當らざるものは、非常の達見者にあらざれば、必ず此の如き時に際して戦を主として和を非とするとなり、然り而して此の如き政府にありて和を主とするの執政者は、好しや當時に於て最も卓越の人たりとも、其行爲言語等に於て必ず此憂國者の心を得る能はざる事情の發するものなり、何となれば民間の志士も事情に暗き所あり、政府の執政者も不完全なる選抜に出でしものなればなり、是に於て乎局面に當らざるものは執政者の

舉動を怒り、非常に激烈なる語を吐き、執政者は志士論客が事情に通せずして妄りに其政畧を害するを怒り、互に相目するに奸邪兇惡等の文字を以てし、志士は暗殺を試み、執政者は禁獄を利用すると自然の勢なり、而して後世の歴史は皆な當時民間の志士の筆に成りしものを採録するに由り、其語氣を傳へて大に褒貶を異にして事實を誤るものあるなり、南宋當時の事情實に然りしが如し、故に清の趙翼備に其誤謬を指摘せり、二十二史劄記中、卓見少なからずと雖も、此編に於て最も其説

の新なるを覺ゆるものあるなり、
 之を要するに、當時和議を主とするものも決して
 後世に傳ふるが如き惡人にあらざりしと知るべ
 きなり、此人々も亦た身を以て國に許し世の讒謗
 罵詈を顧みずして國家を保安せんとしたりしと
 は觀易き事實なり、然り而して南宋の國是をして
 和議に至らしめし者は此人々の勢力に因りしに
 はわらずして、度々の敗軍に因りて勢然らざるを
 得ざるに出でしものたるや疑ふべからざるなり、
 去れば主戰の人々凡て廢竄せられ、朝政全く秦檜

に歸し、南方十八年間小康を得て、徽宗の梓宮及び
 帝母章氏金より歸るを得たり、二十二史劄記に曰く、
 秦檜謂諸君爭取大名、
 以去、如檜但欲了國家事耳、呂本中言、大抵獻言之人、
 與朝廷利害絕不相關、言不調、事不濟、則脫身去耳、朝廷之
 事、誰任其咎、湯思退亦云、此皆利害不切於己、大言談
 國、以邀美名、宗社大計、豈同戯劇、當時和議を主とせし
 者、の意見、稍々窺ふを得べきなり、故に秦檜死するの後、江南敢て其
 兵を北するものなし、
 然るに此休戦は宋の爲に非常に有益なりしは、江
 南の民をして休息するを得せしめたるのみなら
 ず、金をして前日の金たらざらしめしと也、金の君
 臣は此際に於て十分に支那内地の文化に熏染し

たり、金の此休戦を許したるは江南を取るの難きが爲にあらざ、寧ろ遼を亡ぼし中原を一統したるの勞を慰せんとの念より發したるものゝ如し、去れば宋の主戦論者に於ては金の盟を渝ふるとを懼るゝものありしと雖も、一たび慰勞するときば再び起き難きは人情の常なるを以て、金の君臣は遂に永く休息し、北地に於て養ひたる勇氣は此際全く消滅して、復た矢石を侵すを願はざる也、金の熙宗及び海陵は燕京及び汴京を擴張して其榮華を究極し、遼の君臣の如く詩文書畫を弄し、支那專

制習氣の内に養成したる凡ての驕奢を樂しむに至れり、是實に純然たる支那人にして決して金人にあらざるなり、去れば二十餘年の長夢覺めて、更に南方を一統するの企を發するに方り、金主海陵は詩を作りて曰く、萬里車書合混同、江南那有別提封、移兵百萬西湖上、立馬吳山第一峰、と是を以て其百萬の兵は江南の戰慄せる小軍の爲に破られたり、然れども南軍も亦北伐して志を得さりしを以て、復た和議を主とし、江の南北久しく無事なりき、此時に當りて更に猛烈なる一國、金の北方に起り

たり即ち蒙古是なり、
 蒙古は金の如く最初より其兵を南にせざりしと雖も、其西方に向ひて師を進むるの激なると、其國を滅するの多きは金の君臣をして、其膽を寒からしむるに足る者ありき、是を以て金復た江南を攻むるを得ず、而して江南之に乗して中原を恢復せんとせしとありと雖も、大敗して終に止めり、宋の左相韓侂胄金國の多事に乗じて、以て中原を復せんと欲し、北伐して敗績す、宋侂胄の首を金に送りて、以て和を議せり、此時に當りては、史彌却て侂胄の主戰論を、是より非とし、之を殺したる史彌遠を以て功ありとす、是より和成りて金宋の間兵を交ふることなしと雖も、蒙

古の兵漸く南侵するを以て、金は燕京に止まる能はずして汴に移り、又た汴京を保つ能はずして蔡州に移り、遂に蒙古の爲に滅せられたり、其滅する所以のものは妄りに無謀の師を出して蒙古と戦ひ敗績して其命運を縮めたるに因ると云ふ、若し詳に其史を記するものあらば和戰論の喧しきと必ず宋に滅せざりしならん、
 金の亡ぶるに當りて宋亦た師を出したるを以て、其君臣等私に思へらく、勢に乗じて北伐せば以て三京汴京、洛陽、長安を恢復するを得べしと、是に於て元と

和議の約纔に成り、而して宋兵既に汴城を取り洛陽を陥れ、未だ潼關に向はざるに元兵大擧して南に下り、宋兵支ふる能はず大敗して歸れり、故に宋此の擧あるに及ひて金の時に比するに更に蜀地を失ひたり、然れども此時蒙古の朝は上に太宗の明君あり、下に耶律楚材の賢相あり、其土地既に西域諸州を併せ内治の事甚だ急なるが上に、皇族親王兵を擁して方に西域に戦ふものあり、是を以て敢て大兵を興して南下せざりき、而して金の滅びし後八十五年に至りて、宋終に蒙古即ち元の爲に

鐵腸曰、余少年
專力讀支那歷
史、爾來二十餘
年、每讀西洋開

滅せらる、此時忠臣義士輩出するもの極めて多し、然れども元の強大を以て衰廢の宋に臨む、其力素より敵すべきにあらざるあり、宋書贊に曰く、宋之亡、徵已非一日、曆數有歸、眞主御世、而宋之遺臣、區々奉二王、爲海上之謀、可謂不知天命也已、然人臣忠於所事、而至於斯、其亦可悲也夫、

第十三章

元の初より其
亡ふるに至る

元の太祖は有名なる成吉思汗なり、蒙古部より起りて其兵を西し、中央亞細亞、ヘルシヤ及ヒアフガ

化史少年記
上心頭對照
此有所發明
至元史胸無
竹謹拜鼎軒
贈成

ニスタン、印度の北部等を征服し、又た歐洲に涉りて魯國の南部を掠し、返りて金を攻め甘肅陝西の地方より支那に入れり、太宗窩闊台之に次きて終に金を滅し、定宗憲宗を経て支那の中原を定め、世宗に至り終に宋を滅して支那を一統せり、史に記す、元の太祖一地を得れば即ち子弟一人を封じて之を鎮すと、去ればはや、元朝の初に當りては諸王の北方にあるもの常に相往來したるの跡あり、然れども後世に至りては疎遠に屬し、緩急相應授するの状さへも見へざるなり、畢竟元の時は版圖廣

大前後比なし、而して諸帝權臣共に漢文を用ひず、是を以て其記事粗雜にして後世眞狀を詳にするを得ざるもの多し、然れども支那内地に組織したりし政府の性質を講究すれば以て其大要を概察するを得べきなり、蓋し元室の組織は門地ある臣族を樹立して以て王家の藩屏とあし、人民瞻望の衝に當り以て一國の重きを爲したるものあり、去れば皇后は累世弘吉刺氏より出で、丞相は多くは臣族功あるものより出でたり、是れ太祖が此等の臣族を樹立して以て子孫を其征服したる國に保

庇せんと欲したるの深意に出づるものならざるべからず、又九州縣の官吏を世襲にし多く武臣を以て之に充てたり、故に人民の抑制せらるゝもの必ず多かりしならん、雖も帝室自ら鞏固なりき、其西北諸地に封じたる子孫の如きも、蓋し亦此種の組織を以て國を建てたるなるべし、然り而して元一代に於ては曾て宦官を置かず、各族の子弟天子の左右に給事し寵を受けて將來の宰相となる、故に外に外戚の災なく内に宦官の難なく、唯々此臣族の害を見るのみ、然りと雖も、其害亦元國初よ

り發せしにわらず、最初に於ては却て其制の美なることを示せり、元の初に當りて諸帝皇太子及び他の皇族皆な兵を領して各地に戦へり、故に帝の崩ずるに當りて能く遺命を傳へ皇室を固うしたるものは實に此臣族の團結鞏固なりしに因るなり、去れば太祖の崩せし時に當り太宗は兵を統べて萬里の外にあり、母弟圖類國を監する殆んど一年にして太宗の歸りて位に即くを待ちしが此際一騷擾の發するなし、當時宿臣等の心を協へて社稷を護したるの有様を見るべし、太宗耶律楚才

に任じて民を安んじ政を清くす、太宗皇孫實勒門を立て、嗣と爲さんと欲し未だ定めずして崩ず、是に於て皇后尼瑪察氏制を稱し其子庫裕克を立て、帝と爲す、之を定宗と云ふ、定宗崩じて君なきこと三年に及ぶ、大臣烏蘭哈達等定議して太宗の從子莽賚扣を立て、帝と爲さんとす、定宗の后尼瑪察人をして來り言はしめて曰く、昔太宗皇孫實勒門を以て嗣と爲さんと欲せり、諸王百官皆之を聞けり、今また他屬を議せば實勒門を何地に置かんと欲するやと、穆格曰く、太宗崩じて尼瑪察皇后

定宗を立つ既に太宗の命に違へり、今又九何を云ふやと、終に之を立つ、之を憲宗と爲す、夫れ帝なきと三年に及び、且つ帝を立つるに及びて皇后の説を排する彼が如くなるに、其の内相協和せる此の如きは眞に驚くべきなり、憲宗宋を攻めて軍中に崩ず、世祖は其弟にして共に軍にあり、廉希憲趙良弼商挺等の計を用ひて開平府に即位す、蓋し當時諸事創業の際にして兵馬倥傯、天子たらざれば則ち邊軍の將たり、邊軍の將たらざれば則ち一地の王たり、然り而して之に附屬する將相亦た共同の

敵を有するが故に、心を協へて之を補佐し相乖裂するに至らざりしからん、世宗既に宋を滅し支那國內復た敵旗を見ざるに及びて其弊從ひて生ぜざるを得ざるあり、然れども帝の一代は外に向ひては大兵を起して、日本、安南、琉球、占城、緬甸等を征せんと欲し、内に向ひては聚斂の臣を用ひて鹽鐵、權酷、商稅、田課を加へ以て歲入を増さんとを勉め、勝運の勢に乗して非常の專制を極めたり、當時の權臣初には阿合馬あり、次に盧世榮あり、又次に桑哥あり皆な掎克聚斂を以て事とあし、終に民望を

失し有司の彈劾を受け良死を得ざりしかども、其實大柄は常に帝の手にありて大臣專横の弊未だ發せざりき、世祖初め其子珍戩を以て皇太子となし、ハ珍戩先づ卒す、故に帝崩ずるに臨みて意を成宗に屬す、時に成宗軍を北邊に撫せり、成宗は世祖の孫あり、長幼を以てすれば母兄晋王位に即くべきあり、伊實特穆爾等晋王に告げて曰く、儲闈の璽既に歸する所あり、王は宗の盟長たり、何ぞ俟ちて言はざると、晋王曰く、成王祚を踐まは願くは北面して之に事へんと、是を以て成宗弟を以て帝位

に登れり、而して諸臣相争ふものなし、成宗位にある十三年民と休息し、大臣亦た専横なるものなし、然れども臣族等の協和は此際に至りて漸く破れたるが如し、成宗崩じて嗣子なし、丞相阿固岱等皇后をして制を稱せしめ、諸王阿南達をして之れを補翼せしめんと欲す、丞相哈刺哈斯思らく、武宗仁宗は皆か世宗の太子珍戩の孫なり、正に帝位を繼ぐべしと、即ち先づ仁宗を迎へて京に入り、阿固岱等と戦ひて之を誅し、武宗を迎へて位に即かしめたり、是に於て始めて臣族の争を見る、然れども哈

刺哈斯専横の跡史上に記するものなく、却て武宗の時には尙書右丞相脱虎脱等の舊章を變改すと稱するあり、仁宗の朝に至りては政事靜明にして文物隆興し、初めて科擧の法を行ひ漢人を登庸す、之を元朝至盛の時となす、然り而して其衰兆も亦此時に發せしが如し、仁宗既に崩して太子英宗未だ立たず、鐵木迭兒太后の命を以て右丞相となれり、前平章政事蕭拜住、御史中丞楊朶兒只を殺し、仁宗の政制を轉改す、英宗仁宗の子を以て位に即くに及び、鐵木迭兒鐵矢又た特克實に作る政を専らにし、忠良の

已れに異なるものを斬殺す、鐵木迭兒死するに及び帝拜住をして之に代らしめ其官爵を追奪す、迭兒の黨拜住を殺し帝を弑し泰定帝を迎へて位に即かしむ、是に至りて權臣の宗互に黨を立て派を結び、帝を立て以て權威を専らにせんとするの争を發せしを知るべし、泰定帝立て迭兒の黨を配流し四年にして崩す、亟相都爾蘇舊名刺沙皇太子噸舊名阿速吉八實とす、初の武宗仁宗の兄弟を以て相及すや豫め約するあり、武宗の子をして仁宗の後を繼がしめん

と、然に仁宗約に背て其子を立でり、是に於て中書御史燕鐵木兒又た雅克特穆兒武宗の舊恩を思ひて、其子懷王圖鐵木兒を迎立せんと欲せしに由り、上之を征せしが師利あらず、是に於て燕鐵木兒終に懷王をして帝位に上らしむ、懷王其兄周王和疎の漠北にあるを以て之に譲らんと欲せしかども燕鐵木兒聽かず、因て位に即く、之を文宗とす、既にして周王文宗の勸に因り歸りて帝位に即く、之を明宗とす、然るに燕鐵木兒帝を害して復た文宗をして位に復せしむ、是に至りて燕鐵木兒の權天下を傾け、

泰定帝の皇后を以て夫人となし、帝の皇子古刺答納を養ひて己の家に置き、其子塔刺海を以て帝の子と爲し皇室を壊亂す、文宗在位五年にして崩じ、之を其子寧宗に傳ふ、寧宗二十五日にして崩す、其弟燕鐵古志當に立つべし、然るに母后其幼あるを以て明宗の長子托歡特穆爾を迎へて京に入らしめ、立て位に即かしめんと欲す、而して燕鐵木兒之を願はず、故を以て立つことを得ざりしが、遂に其女を娶り其死するに及びて立つことを得たり、之を惠宗となす、茲に至りて歷代弘吉刺氏に娶るの

制始めて破る、此時に當りて惠宗は實は明宗の眞の子にあらずして南宋の降王瀛國公の子ありと風評せり、是れ其の母は舊と公の妻たりしを以てなり、此語文宗及び其皇后の明詔する所に出づ、故に惠宗即位に及び怒りて文宗の廟を廢し其皇后を遠地に遷し、而して伯顔をして政を執らしめたり、燕鐵木兒の子弟等以爲らく、天下は本と我家の天下なり、伯顔何人を而して我上に立つと、遂に帝を廢し伯顔等を殺さんとを謀る、伯顔反て之を掩殺し、又九皇后を弑するに至れり、是に於て伯顔權

を専らにし諸王宗室己に異なるものを竄殺し遂に逆を謀る、其姪脱々伯顔の不忠を怒り帝と謀りて之を退け代りて政を取れり、既にして黄河を故道に復せんと欲し河の南北の兵十五万衆を聚む、河成りて而して盜賊蜂起し元朝終に滅ぶ、實に我紀元二千零二十八年あり、元朝は太祖即位より百六十二年にして、世祖宋を滅し支那を一統し、又八十九年にして亡びたり、元初の諸帝が皆る廣量にして其版圖の廣大なりしを思ひ、其政治の簡易にして繁文なきとを察するときば、其帝統の長から

鐵腸曰、元不亡於明、祖取中原、時、隱然建大國於漠北、印度大帝國亦實出於元朝子孫、此書論元末事蹟、似失簡畧、如何、

ざるを怪まざる可らず、然れども其常に交鈔を通用して民間に災したると、其漢文を用ひずして官民の事情常に通ずるを得ざりしとの如きは、之をして速に人心を失はしめたるの源因ならざるべからざるなり、然れども太祖の子孫漠北に居るもの極めて衆し、惠宗の逃亡するは實に其内に入りしなり、後世明の時に至りて印度を一統し、蒙古朝を立てたるものあり、蓋し亦其子孫に出つると云ふ、

鐵腸曰元末爭亂出於人種競爭以南人勝北人歷史中一大事件此書不審論之何也

第十四章 明の初より其亡ふるに至る

元政の衰ふるに當りて叛民蜂起し天下分裂す能く之を一統して治平を致せしものを明の太祖となす太祖は英邁果斷にして一に法制を以て下を御し少しく違ふれば直ちに之を誅罰せり是れ畢竟帝の武勳精烈にして大權其掌中に在り功臣と雖も敢て其功に誇るを得ざりしに因るなり是を以て帝天下を經營する三十一年の間十分に従前の諸政府か蒙りたる弊害を觀察し其滅亡する所以を講究し之を豫防するに於て意を致さざる

なり然り而して最も漢制に倣へると多し二十二史劄記に曰く明祖以布衣起事與漢高同故幕下士多以漢高事陳説於前明祖亦遂有一漢高在胸中と蓋し其天下を制御するに至り諸子を封して王となし以て帝室の藩屏としたるが如き其大なるものぞす太祖二十六子あり懿文太子外皇子補未だ封せしを繼ぐ其封を得るもの二十三王あり曰く秦愍王煇曰く晉恭王稠曰く周定王橐曰く楚昭王榘曰く齊王搏曰く潭王梓曰く趙王杞曰く魯荒王檀曰く蜀獻王椿曰く湘獻王柏曰く代簡王桂曰く肅莊王楨曰く遼簡王植曰く慶靖王橈曰く寧獻王權曰く岷莊王楨曰く谷王穗曰く韓憲王松曰く藩簡王模曰く安惠王楹曰く唐定王經曰く郢靖王棟曰く然れども其制の弊害あるものぞ伊厲王標是なり

至りては十分に之を豫防したり、譬へは諸子を封じて各地に王とすと雖も、皆な給を中央政府命する所の縣官に仰く者にして、更に委ぬるに兵食の權を以てせざりしなり、燕晋等の諸王兵馬を領し邊要を鎮したるが如きは素より例外にして、内地に分封せらるゝものは爲に三護衛を設くるに過ぎずと云へり、又た漢に於て外戚の禍大なりし所以は勳舊にして外戚を兼ねるに基きしとを察し、天子親王の後妃宮嬪は凡て民間の秀女を選むものとなせり、是を以て有明一代外戚の災あるなし、

且つ此制は漢宣の許后微時より起りて從官輿服甚た儉なりしに因り、民間の女子にして后妃宮嬪とならば自ら人君節儉の治を佐くべしとの主意に出でしものなりと云ふ、又た宦官の禍に至りては最も意を致したる所なり、嘗て鐵牌を鑄て宮門に置きて曰く、内臣不得干預政事、預者斬と、又た内官の書を読み字を識るを禁じ、諸司のともに文移往來するを許さず、定制して外臣文武の銜を兼ねるを得ず、外臣の冠服を着するを得ざらしめ、官は四品に過ぐるなく、月米一石にして内廷に衣食す

るものとせり、此の如くにして内官の禍災を制せんとしたり、又た吏治の如きは太祖の深く意を留めたる所あり、明史循吏傳に曰く、明の太祖元季の吏治縦弛にして民生凋敝せるに懲り、重く貪吏を繩し、之を嚴典に置く、嘗て府州縣の官吏に諭して曰く、天下初定、百姓財力俱困、如初飛之鳥、不可拔其羽、新植之木、不可搖其根、在安養生息之而已、惟廉者能約己而利人、爾等當深念之、と又九戸部に諭して曰く、國家賦稅已定、樽節用度、自有餘饒、使民得盡力農桑、自然家給人足、何事聚斂也、と蓋し明祖の勳舊

鐵鴈曰、明祖亦
可謂一代名主
矣、

功臣を忌み數々大獄を起して之を一掃したるが如きも、其吏治に害あるが爲なるが如し、論者曰く、懿文太子早く死し皇太孫孱弱あるを以て身後の事を慮り、誣るに反逆を以てして之を殺すと、然れども明初の功臣敢て神器を覬覦するの權力あるものおし、唯太祖の命是れ奉ずるものゝみ、然らば則ち太祖何を懼れて之を殺す、蓋し功臣は其功に誇るものにして吏務に服するの際自ら驕傲の失ふきを得ざるものあり、是れ實に吏治清廉の氣風を將來に養成し、元末貪濫の弊を永遠に禁絶する

に於て、大妨害たらざるべからず、明祖の功臣を一掃せし所以も、此主意に出でたりと想像せらるゝ。あり、循吏傳中云へるあり、一時守令法を畏れ己を潔くし民を愛し以て上指に當る、吏治煥然丕に變ず、下仁宣に逮ぶまで民人安樂、吏治澄清なるもの百餘年と、即ち是太祖の目的とせし所なるべし、斯く明の太祖は諸子を封じて王となし以て王室に藩屏とし、而して又其專權を收め、后妃を民間より選出して而して外戚の禍を防ぎ、宦者の文字を識り政事に干るを禁じて而して其弊害を抑制

鐵腸曰、以功臣爲藩屏則功臣專權以宗室爲基礎則宗室親視專制政治遂無完全方法一部二十二史皆如此

し、循吏を獎勵し功臣を勲絶して而して吏治を清肅にし、以て長く專制政治の弊害を豫防したりと思へり、然るに帝崩して一抔の土未だ乾かざるに、忽ち反王出で、其政府を覆せり、先きに例外となしたる燕王棣の謀反是なり、蓋し燕は元朝の舊都にして其盛昌富強實に京師に抗するに足るあるなり、而して燕王棣勇武の才を以て之に據りしかは、隱然一敵國の姿を爲せり、去れば太孫建文帝立ちて天子となるに及びて帝室との間に葛藤を生じ、皇師振はずして燕王終に天子となれり、明祖の

此大患を樹て皇室を覆さしめたるは識者の解せざる所なり、

唐朝に於て玄宗の中興が舊制を破壊したる程にはあらねども、太宗の即位は大に明室の初制を弛むるものとされり、第一は太監即ち宦官の權漸く増加せしとはあり、明史宦官傳に因るに建文帝内臣を御すると甚だ嚴かりしかば、燕師江北に逼るに及びて内臣等多く逃れて其軍に入り、朝廷の虚實を漏せしを以て、太宗己れに忠ありとあし、委任する所多しと云ふ、永樂元年、内官李興勅を奉して暹羅王を勞ひ、三年太監鄭和を遣は

し、舟師を帥めて西洋を下し、八年馬駢をして交趾を鎮せしめ、馬靖をして甘肅を鎮せしむ、且つ西北の諸將は洪武の舊人なるを以て疑慮なき能はず、乃蓋し明のち鎮守の官を設け、中人を以て之に參す、世宦官政事に參與し且つ鎮守の任を帯び邊軍の帥とあるとは實に太宗の時より始まりしあり、去れは太宗の末年に至り宦者等太子仁宗の明敏あるを懼れ、中護衛孟賢と結びて太宗を毒殺し、太子を廢し趙王高燧第三子を立てんと謀りしとあり、幸に其事發覺せしを以て災を爲すに至らざりしと雖も制度の弛みしと知るべきあり、第二は強諸侯を樹てしとはあり、太宗三子あり、第一を仁宗とな

し、第二を漢王高煦とあし、第三を趙王高燧と爲す、此二弟數々嫡を奪ふの風評ありしが太子仁宗の寛仁なるに因りて罪なきを得たり、然るに仁宗即位の後僅に一年にして崩じ、太子宣宗位に即くに及び漢王高煦は樂安に據りて反し、趙王高燧亦た跡の疑ふべきあり、宣宗自ら兵を帥ゐて之を討じ、漢王を擒にし趙王をして其護衛を撤せしむるに至りて始めて鎮定するを得たり、此二災は皆な源を太宗の初政に發し此に至りて潰裂したるものと云ふべきなり、宣宗の時賢相揚士奇、揚榮、揚溥、内

閣にあり、心を協へて天下の政を決せしに由り朝廷肅然たりき、世に之を三揚と云ふ、二十二史劄記に曰く、永樂^{太宗}年^號以後數十年中、大臣多久於其任者、揚士奇在內閣四十三年、雖其始不過爲學士、然已預機務、後加至公孤、始終在樞地、不出內閣一步、古來所未有也、同時在內閣者、金幼孜三十年、揚榮三十七年、揚溥二十二年、中畧著艾滿朝、老成接迹、蓋劫運之後、必有一番太和元氣、周浹宇宙、諸臣適當其隆、故福履康強、身名俱泰、當時朝廷之上、優老養賢、固可想見、而諸臣龍眉白首、輝映朝列、中外翕然、稱名臣無異詞、

其必有以乎畏望者矣」と、蓋し此の時に至りて諸侯王の禍已に外に滅し宦官の害未だ内に發せざりしかは朝廷の權正に賢相の手にあり、此の如き泰平を致せしなるべし、然れども禍害の氣亦た其間に萌せり、宣宗の時内書堂を設け小内侍を選みて書を読み文を學はしめしが、後遂に定制とされり、是より内官文墨に通じ古今の事を曉るものあり、漸く政治に干與す、宣宗の末年中使四出し花鳥及び諸珍異を取りしとわりしかども、苟も犯すわれは輒ち誅せられしと云ふ、英宗の初は皇太后張氏

三揚に任して専ら政を執らしめたるの時なり、故に政事従前に異なるなし、然るに三揚死するの後司禮大監王振大政を専らにするに至れり、王振は舊内書堂に學びたる小内侍にして夙に上の寵幸を得たるものなり、是に於てか外廷の權威は直に中官の手に歸し、朝臣にして振に忤ふものは皆か貶謫せらる、然り而して振功利を事とし盛んに邊防鎮守、京營掌兵、經理倉場、提督營造、珠池銀礦、布帛織造等の事を興し、皆中官をして之を掌らしめたり、是に於てか法制始めて弛み、宦官の禍内に興り

而して外患亦た發せり、此時に當りて北夷瓦刺馬市の事に因り明朝の處置を怒りて入寇せり、其王也先は元の裔なり、振思へらく瓦刺一小夷のみ懼るゝに足らずと、上をして之を親征せしむ、然るに王師大敗し英宗虜となり、而して王振亦遂に將士の爲に殺さる、是れ宦官の禍將に盛んならんとし、て而して易ふるに外患を以てしたるものと云ふべし、天曆十一年、大敗、英宗虜、王振死、

此の如き時に當りて支那帝室の制は常に皇太后出で、皇嗣を定むることとなり、此時皇太后孫氏あ

り、英宗の太子尙ほ幼なるを以て皇弟郟王をして位に即かしめたり、是を景宗となす、景宗立ちて都を南京に移し、(太宗の時都を燕京に移せり)瓦刺の兵を避くるの義あり、宦者金英斷して不可となし、終に固守の議に決す、然るに幸にして瓦刺の兵破れて歸り、上皇復た國に歸るを得たり、是に於てか外部の災は纔に止み、而して帝室の不和内に發せり、初め景帝上皇の子見深を立て皇太子となせしが、後之を廢して代ふるに其子見濟を以てせり、既にして見濟俄に死し皇太子未だ定まらず、宦官曹吉祥、武清侯、石

亭、徐有貞等と謀り帝の病に乗じ上皇を迎へて位に復せしむ、是に於て帝室の不和纒に止み而して權臣の確執直に發せり、宦者曹吉祥石亭と共に徐有貞を讒排し次て之を磔殺し、又九石亭を退けて獄中に死せしめたり、英宗の世を終るまで内部の騷擾止む時あかりき、
憲宗孝宗の世には天下無事ありしかは宦者政權を弄するの勢此際に至りて愈よ積重せり、且つ是より以後は宦者の外別に閹黨と稱するもの起れり、是れ朝臣若しくは大學士にして宦者に依し其

羽翼となり其勢を助くるものあり、憲宗の時には宦者王直梁芳等大學士万安、妖人李孜省、佛僧繼曉等と結び、孝宗の時には李廣等、壽寧侯、張鶴齡等と表裏して奸悪を爲せり、然れども弊習未だ甚だしきに至らざるあり、武宗位に即くに及びて内官劉瑾等八人俳弄を以て寵せられ一切の政務其掌中にあり、大學士等帝の遊戲度あきを憂へしが之を諫むるものは皆退けらる、是に於てか廷臣等皆な首を垂れて之に仕ふるに至れり、明史閹黨傳に曰く、中葉以前士大夫名節の重きを知る、王振汪直の

横と雖も、黨與いまだ盛にならず、劉瑾權を竊むに至り、焦芳閣臣を以て首として之と比べり、是より列卿先を争ひて媚を献じたれば、司禮の權内閣の上居れりと、劉瑾權威甚だ盛にして已に抗するものを目して奸黨とあし其姓名を天下に標示するに至れり、是豈に宦官閹黨の禍大に發したるものにあらずや。此時に當りて藩王の地方にあるもの其弊日に長ぜり、蓋し明の初制は既に述べたるが如く、藩王に兵食の權を假さず、兵は則ち護衛を存するに止まり、食は則ち給を縣官に受くるに止

鐵腸曰、制度弊害至於明中葉極矣、要因比之於宋、鮮外國關係也、至疆外多事、時則內部已廢爛而不可收拾矣、

まり、而して大藩の破れてより其權愈よ縮まれり、然るに歲月の久しきを経るに従ひて或ひは支庶蕃衍愈よ貧弱に陥るものあり、或ひは漸く兼併して富大を致すものあり、貧弱に陥るものは給を朝廷に仰かざるべからず、富大を致すものは亡命を養ひ民庶を臣隸とし漸く縣官の制を受けざるに至れり、然り而して其地方の人民を病ましめ其田園を奪ひ其子女を掠むるに至りては貧富とあく一あり、加之ならず朝廷の卿官民を虐するの害又九藩王に減ぜざりき、二十二史劄記に曰く、前明一

代風氣不特地方有司私派橫征民不堪命而縉紳居
鄉者亦多倚勢特強視細民爲弱肉上下相護民無控
訴也。其禍武宗の時に至りて更に甚しきを加へ
たるものゝ如し地方の事情此の如し去れば劉瑾
の朝廷を亂るに及び藩王の中瑾を誅するを名と
して兵を擧るものあり安化王寘鐸の寧夏に據り
て反する是なり三邊都御史湯一清太監張永と共
に之を討じ反りて俘を獻じ即夜瑾の反狀を劾奏
し執へて之を誅し次て其黨を貶竄すと雖も積弊
除く能はざるを以て兩河楚蜀の邊盜賊蜂起し勢

頗る猖獗にして衆凡そ二十万あり畿甸を横行す
るに至る而して寧王宸濠の南昌に據りて反する
あり江西響應し京師戒嚴す能く之を鎮定したる
は實に湖南の巡撫王守仁陽明の力なり上に此の
如き權臣あり中に此の如き藩王卿官あり人民の
苦思ふべし是れ豈に宦官閹黨の災に兼ぬるに藩
王卿官の害を以てしたるにあらずや。世宗の
武宗の末年江彬の寵を専らにしてより世宗の一
代嚴嵩の權を擅にせし際は政權宦官より轉じて
佞倖に移りたるときと云ふべし何となれば江彬

は草賊を平けたる功ありしより起りて威武將軍となり、嚴嵩は南京の吏部尙書より起りて禮部尙書兼大學士となりしものなればなり、然れども此輩は皆お宦者と共に其利を分かち其福を受けたるものにして、宦者を制して獨り擅にしたるにはあらざるなり、去れば嚴嵩の時内官或者に語りて曰く、昔日張先生進朝、我要打恭、後夏先生言、我們平眼看他、今嚴先生嵩、與我們拱手、始進去、と此諸人が宦官に對する差異あきならずと雖も均しく皆な同穴の狐狸なるをを知るべきなり、明史佞倖傳

に曰く、世宗入繼、大統、宜矯前軌、乃任陸炳於龍從、寵郭勛於議禮、而一時方士如陶仲文、邵之節、藍道行之輩紛然並進、玉杯、牛帛、詐妄滋興、凡此諸人、口銜天憲、威福在手、天下士大夫靡然從風、と以て當時朝廷の腐敗せるを見るべし、楊繼盛の嚴嵩を劾する狀に因るに、當時帝の左右侍從は嵩の間諜、通政司納言の官は嵩の鷹犬、廠衛は嵩の瓜葛、科道は嵩の奴隸、部臣は嵩の服臣ありしと云ふ、果して然らば嵩の注意亦周密なりと云ふべし、然り而して此の如く文武貴賤を籠絡する所以のものは一に賄賂贈遣